

令和7年第3回柳津町議会定例会会議録

令和7年9月3日第3回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 松 村 亮
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

一般質問（通告順）

議案第53号 令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について

報告第 3号 決算特別委員会付託案件審査結果報告について

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号令和7年度柳津町一般会計補正予算）

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算）

議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第55号 令和7年度柳津町一般会計補正予算

議案第56号 令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第57号 令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

- 議案第58号 令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 議案第59号 令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 議案第60号 令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 議案第61号 教育長の任命同意について
- 議案第62号 教育委員会委員の任命同意について
- 報告第 5号 専決処分の報告について（専決第7号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 報告第 6号 専決処分の報告について（専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 報告第 7号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 報告第 8号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 議員の派遣について

令和7年第3回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和7年9月3日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 松 村 亮
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	11番 齋 藤 正 志

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 橋本 健
副町長 田沼 祐二	みらい創生課長 鈴木 秀文
総務課長 横井 伸也	保育所長 菊地 淳一
出納室長 天野 一保	教育長 神田 順一
町民課長 矢部 剛	教育課長 田崎 真一郎
地域振興課長 杉原 満	公民館長 田崎 治
代表監査委員 新井田 博之	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 理 恵 主 査 鈴木 勝 久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 町長の説明について

日程第5 一般質問（通告順）

日程第6 議案第53号 令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第54号 令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和7年第3回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

7番、新井田順一君、8番、田崎信二君、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から9月10日までの8日間と協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長

日程第3、諸般の報告について。

これより令和7年6月4日開会の第2回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和7年6月から8月までに關する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りし報告に代えます。

次に、「令和7年度西山地域振興に関する陳情書」については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

8番、田崎信二君。

○8番（登壇）

おはようございます。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る8月8日から21日までの会期にて、会津若松市役所北会津支所ピカリンホールにおいて8月議会定例会が開催されました。

管理者より14件の提出案件があり、うち条例案件3件で、1つは会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。2つ目は、会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。3つ目は、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター条例の一部を改正する条例でございます。続いて、予算案件2件で、令和7年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正と令和7年度当組合水道用水供給事業会計補正予算についてであります。続いて、契約案件1件は、会津若松消防署城南分署大規模修繕工事請負契約の一部変更についてであります。次に、単行案件1件であり、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剰余金の処分についてであります。

続いて、報告案件として5件ありました。まず、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費精算報告書についてで、2つ目は令和6年度当組合水道用水供給事業会計継続費精算報告書についてであります。3つ目は、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費繰越計算書についてであります。4つ目は、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてでございます。5つ目として、令和6年度当組合水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率についてであります。

最後に、承認案件として2件で、令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についてと令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算の認定についてでありました。以上、14件です。

また、議会側より提出議案として3件で、うち選任案件2件、報告案件1件でした。

以上、提出案件全議案とも特に異論なく原案どおり可決承認されたことを報告いたします。

なお、詳細等につきましては、事務局に資料等がございますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○議長

日程第4、町長の説明について。

町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和7年第3回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年は1月から2月にかけて大雪となったところですが、この夏も連日猛暑が続き、さらには晴天続きで雨が降らない状況が続きました。また、立秋を過ぎても猛暑日を記録する等、例年にない異常気象となっております。当町に限らず、日本各地を見ましても、高温や農業用水不足等により野菜を中心に価格が高騰しており、生産者はもちろんのこと、消費者側の生活にも影響が出ております。その一方で、局地的な線状降水帯が発生し甚大な被害が発生するなど、地球温暖化の影響はますます極端に現れてきております。今後もこうした異常気象が続くことが推測されますので、町といたしましては、自然災害の備えを町民に呼びかけるとともに、災害対策事業を着実に進めてまいります。

そうした中ではありますが、町の一大イベントの1つであります霊まつり流灯花火大会が8月11日に盛大に執り行われました。雨天により1日順延となった影響から、来場者は約3万人と昨年よりも減少してしまいましたが、約7,000発の花火が真夏の夜空を彩りました。本事業に携わっていただいた関係各位に敬意を表します。今後とも、このようなイベントを通して観光客及び交流人口の増加を図り、その相乗効果により地域を盛り上げてまいります。

令和7年度も折り返しとなります。国、県をはじめ関係機関と連携を図りながら本年度の事業を確実に実行し、「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」実現のため、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

なお、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件、2件、条例の改正

に関する案件、3件、令和6年度決算認定に関する案件、2件、令和7年度補正予算に関する案件、6件、教育長の任命同意に関する案件、1件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、1件、専決処分の報告に関する案件、2件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、1件、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告に関する案件、1件、以上の19件であります。

慎重審議の上、全議案、議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

通告順により小林 浩君の登壇を許します。

1番、小林 浩君。

○1番（登壇）

おはようございます。

それでは、さきの通告のとおり質問をさせていただきます。

柳津町森林利活用ビジョンの具体化に向けた取り組みと地域連携のあり方について。

柳津町が掲げる「森林利活用ビジョン」は、スローガンに「みらいに活かす宝の山」を掲げ、50年後の森林の姿を描いて4つの柱、宝の山を「みらいに繋げる取り組み」、「磨き上げる取り組み」、「守る取り組み」、「新しい魅力を見つける取り組み」を基に施策を進めております。6月27日には博士山にミズナラの植樹、翌28日には「たからのやまの日」と名したキックオフイベントも開催されました。

そこで、①みらいに繋げる取り組み、②磨き上げる取り組み、③守る取り組み、④新しい魅力を見つける取り組み、この4つの柱に基づいて現状の進捗と町の取組体制、住民の方々との協働の可能性についてそれぞれ伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

1番、小林 浩議員のご質問にお答えいたします。

柳津町森林利活用ビジョンは、議員おただしのとおり、50年後の柳津町全ての森林のある

べき姿として「みらいに活かす宝の山」をスローガンに掲げ、未来につなげる取組として4つの柱を定めております。後世に受け継がれていくことを目指しております。

初めに、「宝の山をみらいに繋げる取り組み」については、森林利活用ビジョン運営事業、森林境界明確化事業、地域林政アドバイザーを活用した経営計画作成推進事業、柳津町木製品プレゼント事業等があります。

このうち、森林境界明確化事業については、今年度初めての取組であり、柳津町の森林約200ヘクタールを対象に航空レーザ測量データを活用して森林境界案図面を作成する事業となっております。森林境界案は地籍調査とは異なるものでありますが、森林整備のための境界案として全国各地で整備が進んでおります。森林境界明確化事業を進め、現在、不明確となっている境界を明確にすることにより、所有者の方が森林に愛着を持っていただくきっかけにもなると期待をしているところであります。

次に、「宝の山を磨き上げる取り組み」については、町有林管理事業や林道維持管理事業、森林認証取得やJクレジット創出などの取組、木材供給網構築に向けた取組等を掲げております。

このうち、木材供給網構築に向けた取組は、当町も構成町村である奥会津五町村活性化協議会において広域的な課題として取り組んでおります。今年度は、奥会津ストックヤード構想として、当町をはじめとした奥会津の各町村で切り出した広葉樹材をためておける場所を1か所設け、そこへ持ち込み、良質な広葉樹を求める事業者に買い付けに来ていただいたり、臨時市を開いたりするなど、様々な可能性を模索する予定であります。こちらの取組は奥会津五町村活性化協議会が主体となって実施するものでありますが、構成町村とともに協議し、構想実現に向けて協力していただきたいと考えております。

次に、「宝の山を守る取り組み」については、森林緩衝帯整備事業、自然と共生できる森林づくりや災害に強い森林づくりを掲げております。

中でも、自然と共生できる森林づくりは、鳥獣が生活する領域とする森林において、鳥獣が好むドングリをつけるミズナラの植樹や現在の人工林を広葉樹林へ転換することを推進し、人間が生活する領域に鳥獣が近づきにくくする取組であります。今年度は博士山の皆伐実施地に小学生たちとミズナラの植樹を行い、その取組の一步を踏み出しました。今後も、地域住民の方々と協議を重ねながらミズナラの植樹地を広げていければと考えております。

最後に、「宝の山の新しい魅力を見つける取り組み」については、森林公園再整備事業、景観整備事業、会津桐利活用事業等を掲げております。

森林公園再整備事業については、今年度県の森林環境交付税を活用して森林利活用ビジョン運営会議で協議をし、その意見を反映した再整備デザインを策定するよう委託をしており、現在の森林公園の機能について、森林で遊べる・学べる・癒やされる体験中心の場となること等も視野に入れて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

このように、森林利活用ビジョンに基づく林政は、今年度始まったばかりでありますので、他町村との連携を図りながら、住民の方々と協働により進めてまいります。また、今年度は国の地方創生伴走支援も受けておりますので、様々な助言を受けながら、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより、一問一答方式により再質問を許します。

1番、小林 浩君。

○1番

それでは、再質問に入らせていただきます。

今、答弁の中で4つ、柱ごとに答弁いただきましたので、私のほうも柱ごとに1つずつ質問させていただきたいと思います。

まず、1番の「みらいに繋げる取り組み」の柱についてであります。

施策の方針として、こちらは森林の境界明確化、所有者の意欲向上、木を切る達人後継者育成を方針として掲げていると思われれます。この中で、今、町長の答弁でもありましたが、森林利活用ビジョン運営事業、森林境界明確化事業、地域林政アドバイザーを活用した経営計画推進事業、柳津町木製品プレゼント事業等がありますということでしたが、こちらの森林利活用における長期的なビジョンはどのように策定されているのか、まず担当課長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町の森林利活用ビジョンにつきましては、令和6年度に森林環境譲与税を活用いたしまして委員19名により町の森林利活用ビジョン策定委員会を立ち上げました。その中で、先進地

研修2回、検討会を6回、開催しまして、その中で案を策定し、庁議、議会の意見を徴しながら策定をされたところでございます。

また、今後のビジョンの進捗管理、変更等は、ビジョン策定検討会から名称を変えた森林利活用ビジョン運営会議において行っていく予定としております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

19名の策定委員会ということで承知いたしました。先進地視察も2回行われたということで、我々議会としても6月に岡山県西粟倉村に行って森林利活用、まさに先進地でございましたが、勉強させていただきました。こういった取組、執行部側でも非常に大事だと思うので、今後とも先進地の視察等、兼ねながら勉強を行ってほしいなと思っております。こちらのビジョンが50年という長期的なものになるので、まだまだ漠然としているところもあると思いますが、今後のビジョン作成、精査しながら、よりよいビジョンが策定できるように精査して行っていただきたいなと感じました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

現在、子供たちや若者が森林と関われるような教育的プログラムの実施状況、こちらがあるかどうか教えていただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町のほうでは、森林環境交付金、基本枠になりますが、こちらを活用しまして森林環境学習、町内の小中学校に対しまして令和6年度は17回実施しており、ほとんどの学年で年1回以上は実施のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

森林環境学習、こちらが行われているのは分かっておりましたが、17回、結構、予想して

たより多かったなと思っております。なかなかこの学習も都会のほうではできないところもあると思いますので、柳津町ならではの学習というところで、しっかり子供たちにもこういった学習、進めていただいて、柳津町が好きだと言っていただけるような、まちづくり、してほしいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次世代の担い手育成に向けた林業研修制度や支援策、こちらは整備されているのでしょうか、伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町におきまして林業の担い手が減少しているような状況であります。つきましては、まず、地域おこし協力隊等の制度を活用し、林業の担い手を確保しようと進めております。担い手が確保できた後、必要な研修や支援策を協力隊と協議をしながら、必要な研修の受講であったり、支援を進めていければと、そのように考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

地域おこし協力隊、こちらをですね、本当に地域おこし協力隊の方々と連携を取りながらぜひ進めていただきたいと思います。しっかりと支援があれば林業に携わりたいという人も増えてくるかと思っておりますので、その辺も踏まえながらこのビジョン、進めていただければなと思いました。

それでは、次に移らせていただきます。

将来的な森林資源の安定供給に向けた伐採、再生林のバランスについて、町としての見解を伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町におきまして再造林、こちらは進んでいないのが現状でありますので、造林が進むようには、していきたいとは考えております。具体的には、県の造林補助金の条件となります森林経営計画の策定に向けて、今年度、森林林政アドバイザー事業を委託しております。森林経営計画を策定したいと希望する共有林団地や地区を今後、支援をしていくような考えであります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

説明、承知いたしました。県の補助を使えるような形で、ぜひ来年度以降、進めていっていただきたいと思います。再造林がまだ進んでないということで、これから必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ補助金のほうも申請できるような体制づくり、つくってほしいなと思います。

それでは、次に移ります。

森林に関心を持つ若年層を対象としたインターンシップ等の取組は、現在、町で行われていますかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在、町のほうでインターンシップの取組はございませんが、今年7月に東京農業大学の森林学のゼミが柳津町に宿泊をしながら合宿のほうをされました。今後も、官学連携を強め、森林に関心を持つ若年層との交流を深めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

説明、承知いたしました。インターンシップ自体はないということで、ただ、東農大の学生が合宿に来られたということでした。いきなし移住して、移住定住でこちらに住んで林業をやるかっていう、なかなかそういった踏み出しができない方でも、インターンシップなど

だと、ちょっと気軽ではないですけど、行いやすい環境でもあるかなと思いますので、今後
どういうふうにしていくか検討していただければと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

持続可能な森林利活用のために町民参加型の意見交換やワークショップは、現在、実施さ
れてる状況かどうか、こちらを伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

昨年度、策定したときの森林利活用ビジョン検討会議、この策定の際もそうでしたが、町
民参加型で協議・検討のほうをさせていただいております。今年度のビジョンの進捗管理、
内容変更等を協議する森林利活用ビジョン運営会議においても、町内の林業の事業者であつ
たり、観光事業者、商工観光関係者、そして、会津農林高校生なども加わっておりますので、
多様な方々からの意見を町の林政に反映できるようにしており、年内には開催を予定してい
るところでございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

今、課長の説明からありました、いろんな分野の方々、集まってということで、非常にい
いことだなと感じました。中でも、高校生ですか、会津農林高校の高校生も参加というこ
とで、やはり子供たち、若年層からの意見、いただいたり、林業に興味を持っていただけると
いうことで非常にいい取組だと思いますので、今後とも高校生、そして、中学生のほうでも
参加したいという意見があればということで、いろいろな方々の取組、してってもらえるよ
うなワークショップを開いていただきたいなと思います。

それでは、続いて②の「磨き上げる取り組み」のほうの質問に移らせていただきたいと思
います。

1つ目として、現在の森林資源の管理状況や課題について、どのように町として評価され
ているか伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町の森林資源は、伐採、再造林が進んでいないこともありまして、過去最高の資源量、こちらを更新しているような状況であります。これについては、喜ばしいことである一方で、将来のためを思えば、木を切って、使って、植えて、育てる、本来のサイクルを取り戻す必要があると考えております。町では、先ほど来、申し上げておりますとおり、森林利活用ビジョンを策定し町の諸問題について整理するとともに、将来の柳津町の全ての山が「宝の山」として受け継がれていけるよう、ビジョンに基づく林政のほうを展開していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

課長の先ほどの答弁にもありましたが、やはり伐採が進んでないことにより、資源量が最大になっているという状況であると感じるんですが、やはり今、答弁の中であったように、サイクルは必ず必要なのかなというふうに感じましたので、植樹だけでなく伐採、そして、伐採した木材を販売できるようなサイクルをぜひ確立していただけるようなビジョン策定、していただきたいと思いますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域の間伐材や未利用材の活用を進めるための技術支援や販路開拓策は、現在、講じられているのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたが、奥会津ストックヤード構想、奥会津五町村活性化協議会が主体となって進めているような内容になっておりますが、今後の販路開拓策につながるんではないのかということで考えております。町単独での販路開拓は難しいことから、やはりこういった広域的な連携を生かして町の木材が売れるように取り組んでいきたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

先ほど町長の答弁にもあったとおりのストックヤードっていうことに頼っていくのかなと思います。そちらもこれから始まるっていうような形で認識しておりますので、ぜひですね、やはり課長の答弁のとおり、町単独では、なかなか難しいところあると思いますので、広域的な連携、しっかり図りながら、今後ぜひ未利用材の活用、間伐材の活用に生かしていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

地元産木材のブランド化や認証制度導入の検討状況、こちらについて現在の状況を教えてくださいたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

認証制度につきましては、森林管理協議会によって環境や社会に対しまして持続可能な森林管理の下、作られた製品を認証する制度、あと、森林生態系の健全性、生物の多様性、水源涵養など公益的機能の高度発揮、地域社会との継続的な、つながりなどに配慮した持続可能な森林経営を進めるための国際の認証制度などの認証制度がございます。これらの認証を取得することで、認証体から出した木材が有利な価格で売れる可能性がある一方で、認証制度の手数料の高さがハードルとなっているような状況でございます。

福島県内においては、森林管理協議会のグループ認証という手数料をグループで折半する取組が進んでおり、それらの動向を注視しながら認証制度について協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

持続可能なということで、SDGsの観点から、すごく強いのかなと感じました。やはり手数料の問題ですと、単独では厳しくなってくるのかなという感じの答弁だったんですが、柳津町だけじゃなく、そういった県の中で、みんなが集まって手数料、分配ということで認証制度を導入できるのであれば、ぜひ、そちらへ向かって、そういった、できるだけ安い手数料の中で認証制度、取っていただけるようなことを検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

では、次に移ります。

今現在、町内の公共施設や住宅への木材活用の拡大に向けた取組について、現在の状況についてご説明いただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今まで、直近ですと森林公園のテラスを町の栗材で修繕しましたり、あとは町内の遊歩道の階段を町の杉材で修繕のほうをしております。また、今年度においては、町の給食センターの車庫を新設する際、県産材で調達する予定であります。

今後も、福島県森林環境税交付金を活用し、木材消費量の多い公共施設等での県産木材や町内産木材の活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

承知いたしました。森林公園や遊歩道は町内産の木材活用ができているということで。給食センターは県内産ということだったので、今後ですけれども、できれば町内の木材活用をメインとして公共施設等、住宅等の整備に向けて、行っていただければと思います。

それでは、次に移ります。

林業従事者の労働環境やスキル向上に関する支援対策、こちらは、ございますでしょうか。伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町単独での労働環境の支援やスキル向上支援、こちらは大変難しいような状況にあるため、専門機関を持つ県の林業アカデミーふくしまや林野庁の研修を活用し、林業に従事する地域おこし協力隊のスキル向上を図っているところであります。

今後も、国や県と連携することで労働環境やスキルの向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

町単独では難しいということで、財源の問題もあるのかなと感じました。ただ、課長の答弁のとおり、県や林野庁、こちらのほうのスキル向上のための講習会等があるのであれば、ぜひ積極的に地域おこし協力隊の方々、そして、林業従事者、参加していただいてスキル向上、技術向上に生かしていただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

既存の森林整備計画の見直しや改善点について、現状どのように町として捉えられておりますでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現在の柳津町は森林整備が進んでいないため、森林整備計画の見直しのほうを行っていただければなというふうに考えております。具体的には、森林の機能別ゾーニングについて森林利活用ビジョン運営会議に諮り、考え方を整理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

せっかく森林利活用ビジョン、策定されたので、今、課長のおっしゃったとおりだと思うんですけども、しっかり、このビジョン、策定した中で、今後見直し、改善、していただ

いて、本当に「みらいに活かす宝の山」というスローガン、目標にしていますので、こちらの目標を達成できるような見直し、そして改善をしていっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、「守る取り組み」、こちらに関しての質問をさせていただきたいと思えます。現在、柳津町の森林の保全に関する町の基本方針について、改めて一度確認させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、今の町の森林は過去最高の資源量を更新しており、場所によっては木が過密に育ちすぎて、倒木や河川への流出をしてしまう可能性がございます。木を切って、使って、植えて、育てる。サイクルを回すことで、森林を本来の健全な状態に戻すことを基本方針としていきたいと考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

先ほどの答弁と似たような感じには、なってくると思えますけども、中身、承知いたしました。再度、申し上げますけど、しっかりとしたサイクルができるような形づくり、改めて精査していただきたいと思いますと思えます。

それでは、次に2点目です。保安林や水源涵養林、こちらの維持管理体制について、現状と今後の課題、こちらについて伺いたいと思えます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

森林整備計画においては、機能別のゾーニングにおいて、町のほとんどの森林を水源涵養林として指定しております。伐採の際に制限を加えて保全を図っているような状況でございます。また、特に守らなければならない森林については、森林法に基づく保安林指定がなさ

れ、県の管理の下、間伐が禁止されるなど必要な保護がなされております。

しかし、森林に手が入らず、密になりすぎている現状で、ほとんど全ての森林を水源涵養とするのが適当であるかについては、運営会議において考えを整理し、守るべき水源涵養林と、その他の森林を分けて考えていければ、というふうには考えております。

保安林については、指定されている森林は、引き続き保護するのがよいと思われまので、今後もしかるべき保護がなされるよう、県と協議を進めながら進めてまいります。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

町のほとんど、水源涵養林ということで、水源涵養林になってしまうと、なかなか手、つけづらいところもあると思います。その中で、先ほど答弁いただいた、やっぱり資源量、最大になってるというのも、そのあたりの原因の1つになってるのかなというような感じ、いたしますので。確かに水源涵養林、これがないと大雨になったとき洪水、土砂崩れの可能性、非常に高くなってまいりますので、大事だとは思いますが。今後、課長、おっしゃったように、しっかり本当に伐採しなきゃいけないところなのか、水源涵養林として守らなきゃいけないところなのか、こちらの精査、していただきたいと思いますと感じたところがございます。よろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

先ほど町長の答弁の中で、「守る取り組み」の中で鳥獣と共生できる森林づくりという説明がありましたが、害獣対策と森林保全の両立に向けた取組、こちらは現状、進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

獣害対策と森林保全については、人の住むエリアと鳥獣のすむエリア、こちらを分ける考え方が主流となっております。鳥獣のすむエリアにミズナラ等の鳥獣の好むドングリのなる木を植えることや人の住むエリアの放任果樹を伐採することで、鳥獣が人の住むエリアに近づかないようにすることが重要になってきます。

町では、今年、博士山でのミズナラの植樹を実施し、また、これまでも鳥獣対策緩衝帯整備であったり、放任果樹の伐採を続けてきましたので、これらの取組を今後も継続して進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

まさに鳥獣がすむ箇所と人間が住む箇所、こちらを分けなければいけないんだろうなというような感じ、しております。ましてや近年、熊の目撃情報など非常に多くなってまいりましたので、課長おっしゃったように、ドングリの植樹、これは山の上のほう、ミズナラの植樹、これも山の上のほうとか、なってくると思うんですけども、できるだけ熊等が人里に下りてこないような取組、町としても早急に進めていっていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

では、続きまして次の質問に移らせていただきます。

森林火災や病虫害などのリスク管理について、どのような対策が、町として講じられてるのか、現状、状況を教えていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

森林火災やナラ枯れ等の病虫害、こちらは町だけでの対策が難しいのが現状で、対策としては進んでいない状況であります。しかしながら、国や県と連携を図りながら知見を得て、また、広域的に協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

まさにそのとおりだと思います。先日、新聞にも掲載されておりましたが、ナラ枯れ、そして、会津地方では跳び枯れですか、大きな被害をもたらしている状況が続いているということで、やはり自治体単独では、どうしようもないっていうところが出てくるでしょうから、

課長、おっしゃったとおり、県、国等との連携をしっかりと保って、こちらのリスク管理、しっかりと対策していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

民有林の適正管理に対する町の支援制度の充実状況は、いかがでしょうか。伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町のほうでは、森林利活用ビジョンに基づく林政が今年度スタートしたばかりであり、支援制度が充実しているとは言い難い現状ではございます。しかしながら、さきに述べた地域林政アドバイザー事業によって、民有林の中で森林経営計画を策定したい方への支援ができるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

やはりビジョン自体が、まだ新しいものであるということから、今後の課題にも、なってくるのかなと感じております。先ほども申し上げましたが、50年先まで見据えたビジョンということで、漠然とした部分もあるんでしょうが、しっかりと支援制度を図っていけるような取組づくりというものを、行ってほしいなと思います。お願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

森林のCO₂吸収源としての機能を評価する取組や実際に見える化、こちらは行われている状況でしょうか。伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町のほうでは、令和4年度に一度、環境省が出しております自治体排出量カルテで算出している二酸化炭素排出量に対しまして、森林による町全体の二酸化炭素の吸収について、試算のほうは一度行ってありますが、それ以降については、そういった試算等、進んでいない

ような状況でございます。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

令和4年度に一度行って、それ以来、行われてないということでありましたが、せっかく柳津町の森林利活用ビジョン、策定されたので、今後しっかり、そういった点の見える化、そして、CO₂削減できたよと、実際なってくれば、執行部の皆さんとしても森林利活用ビジョンに対して、やる気が出るというんですかね、実際こういったことが実績として残せましたということにも、なってくると思いますので、見える化の取組のほうも検討のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に4番目の新しい魅力を見つける取組み、こちらの質問に移らせていただきたいと思ひます。

現在、森林空間を活用した観光コンテンツの開発状況について、具体的に町の取組としてご説明いただきたいと思ひます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町では今年度、県の森林環境税交付金を活用しまして、森林公園の再整備デザイン委託を実施しております。そのデザインを基に協議をさせていただき、森林公園を再整備していくことで、森林公園を軸とした観光コンテンツとなり得るのではないかと、そのようには考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

先ほど答弁の中でも、あつたとおりだと思ひますが、森林公園、もう一度再生させるよ、というような町の考えだと思ひます。こちらも重要なことで観光コンテンツ、新たに、ということだと、やっぱり厳しいと思ひるので、既存で設けられてる森林公園、こちらの整備が一

番手っ取り早いというか、元のものがあるので、そこに付け加えてという形で、できるのかなと思いましたが。ただ、先ほどから申し上げてますが、やっぱり熊等の出没、こちらの可能性も十分にあると思いますので、こういった対策も、しっかりしてもらいながら整備のほう、進めていっていただきたいなと思いました。

それでは、続きまして次の質問に移らせていただきます。

森林と連携した健康増進やウェルネス事業への取組があれば教えていただきたいと思えます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町では、今年6月に高齢者生活福祉センター「のぞみ」と連携をしまして、高齢者向けのポールウォーキングの開催地を森林公園にしまして、森林の中で歩き、気づきを得ることで心身を整える森林療法を併せて行っております。参加者のほうからは非常に好評をいただき、11月にも同様の事業を実施する予定でおります。このような森林と福祉との連携の取組も、今後も続けていければと考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

連携されてるということで、福祉のほうと。これは非常にいい事業だなと感じました。ぜひ今後とも、来年度以降へ向けても継続事業として取り組んでいっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

林業以外の分野との連携、例えばですが、教育だったり、福祉だったり、芸術だったり、こちらに関する活用事例、こちらは現在あるかどうか。こちらについて伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

さきの質問で触れたとおり、森林と福祉の連携のほうは今年度、始めたというところがございます。また、これまでも森林環境学習ということで森林と教育の取組も継続をしながら進めるとともに、さらなる活用を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

そうですね。先ほど福祉との連携ということで説明はいただきました。今後とも、いろいろな分野との連携、取りながら、林業、そして教育、芸術など、こちらとのコラボではないですけど、いろいろな活用事例、つくって行って、いただきたいなと感じます。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

森林空間を生かしたワーケーションやテレワークの拠点としての可能性についての町の考えを伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

森林空間でのワーケーションまたはテレワーク、こういったものは全国でも事例があります。森林公園で実施する際には、チームの結束力を高めるための「たき火ワークショップ」の形で行うなど、様々な可能性があろうかとは思っております。今後の運営会議の中でも語り、森林公園の利活用の方向性、可能性の1つとして協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

私も、そういった考えでございました。例えばですけど、森林公園を利用してワークショップ、こちらを行ったり、会議等、たまに開いて、気分転換ではないですけども、周りに森林がある状況の中で、こういった森林利活用ビジョンの策定などを行ったほうが、いいアイデアも出てくるところもあるのかな、というような感じもしますので、ぜひ今後、森林公園

の利活用という点も含めて検討いただければと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

地域内外の事業者や大学生などとの連携による今後の新規プロジェクトの構想はありますか。伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

現状において、奥会津ストックヤード構想以外の新規のプロジェクト、こちらはございませんが、森林利活用ビジョン運営会議の構成メンバーに所属されている農業大学との連携を今後も深めていき、官学連携を図っていければ、というふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

新規のプロジェクトの構想はないということでした。ただ、これも50年かけて、やっていくビジョンになっていくと思いますので、どこかしのタイミングでというか、毎年ワークショップなどのところ、実際に実施していくと思いますので、今後、新規プロジェクトの可能性も含めながら構想を練っていただきたいと思います。

あと、東農大の山下先生など、今、座長に就いていただいている感じになっていると思いますが、今後とも連携を図りながら事業を進めていただきたいと思いますと感じました。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

森林を利活用した地域独自の体験型プログラムやイベントの実施状況の現状をお聞かせください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町では6月28日に西山支所ゆきげ館において森林利活用ビジョン策定を記念したキックオ

イベント、「たからのやまの日」というものを実施しました。トークセッションやキノコやアロマ、丸太切り、グリーンウッドワーク等のワークショップや、木のおもちやの遊び場提供を内容としており、小さいお子様連れから大人まで参加していただき、森林利活用ビジョンと森林の楽しみ方を知っていただく、きっかけになったのではないかと、というふうに考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

「たからのやまの日」を実施したということで、ゆきげ館、全館を使用してイベント開催されました。なかなか、ゆきげ館を全て使って、外も使って、ということは、これまでなかったことだと思うので、公共施設の有効利用という点でも非常によいイベントだったと感じております。私自身も、こちらのイベント、参加させていただきまして、菌床キクラゲ育て、そして、アロマ作りもやりました。菌床キクラゲに関しては、今、実際育てていて、毎日キクラゲ、家庭で出ていて食べてる状況で、非常においしくいただいて。本当に菌床キクラゲ、育ててみた人、好評で、いいイベントだったなど、おっしゃっていただいております。本当に1日通して、午後のトークセッションも含めて、非常にいいイベントができたと感じておりますので、来年度以降も、ぜひ、こういったイベント、事業を開催していただきたいなと思います。

ただ1つ、ちょっと残念だったのは、ここまで、せっかく、いいイベントをやったのに、なかなか人が集まってくれなかった。そして、やった後に、こんなイベントあったんですかというような問合せ、分かんなかったというような問合せが、結構あったので、もうちょっと、せめて広報で、ばんばん流すとか、発信力が弱かったのもあると思うので、そこら辺、次回こういったイベント等があるのであれば、少しでも多くの人に集まっていだけるような発信の仕方を行ってほしいなと感じたところでございます。よろしく願いいたします。

今までは、柱ごとに質問させていただきました。次に、最後の質問とさせていただきます。柱の質問は終わらせていただいて、最後1点、町長に伺いたいと思います。

令和6年度に本町の柳津町森林利活用ビジョンが策定され、本年度におきましては西山小学校の緑の少年団の活動が県教育長賞に加え、全国最高賞であります「みどりの奨励賞」を受賞されました。この受賞は、学校教職員の皆様のご尽力や児童の皆さんの日々の活動の成

果であることはもちろん、地域の方々の深いご理解とご協力のたまものであると受け止めております。本町にとりましても大変誇らしい出来事であり、今後の森林利活用の推進においても大きな励みになるものと考えております。つきましては、この受賞について、町長は、どのように感じておられるか、所見をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

町の森林利活用ビジョン、これを、これから時間をかけて実現をしていく上では、町民の理解と、そして協力、協働、こういったものが不可欠であると考えています。特に子供たちの森林教育の重要性、これを強く感じているところであります。

今年は、関係者の協力をいただいて小学生を対象としてミズナラの植樹をすることができました。さらに、議員がおただしのおり、西山小学校の緑の少年団が県の教育長賞と併せて全国の最高賞である「みどりの奨励賞」を受賞したということは、大変意義深いことであって、心からお祝いを申し上げたいと思います。

今後も子供たちが森林に触れる機会、これを大切にして町としても、そのための活動を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

1番、小林 浩君。

○1番

町長より前向きな答弁、いただけてよかったですと思います。

終わります。

○議長

これをもって、小林 浩君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開は11時15分といたします。（午前11時05分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時15分）



○議長

次に、田崎信二君の登壇を許します。

8番、田崎信二君。

○8番（登壇）

さきの通告のとおり質問させていただきます。

柳津町の農業ビジョンについて、でございますが、近年、各地で人口減少及び少子高齢化が進まれている現在、農業人口も減少し、町の基幹産業とされていた農業は年々疲弊化してきています。そこで、このような現状を踏まえ、次の点について伺います。

まず1つ目、農業人口の維持確保に伴うビジョンについて、町長は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

2つ目、生産組織及び組合の現状と今後設立に向けて考えていないのか、伺います。

3つ目、遊休農地の現状、活用対応について、今後どのように進めていくのか。

3点について質問させていただきます。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

8番、田崎信二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業人口の維持確保に伴うビジョンにつきましては、日本の基幹的農業従事者の年齢構成は、60歳以上が全体の約8割を占めております。当町においても例外ではなく、町の認定農業者数も、現状のままで推移をすれば、20年後には10名程度となることが推測されます。これは農業人口に限ったことではなく、町の人口そのものが減少の一途をたどっていることも要因であると思われまますので、町としましては、農業における働く場所を創出することで、地域おこし協力隊などの受入先としての機能や人材育成、移住定住につなげていきたいと考えています。また、新規就農事業の採択が困難なため、法人化をすることで新たな人材の確保や農地集積を行ってまいります。

さらに、当町は中山間地域でありますので、小規模農家が少しでも継続していくために、

法人等のサポート体制の構築と併せ、少人数で効率性の高い地域農業を展開するためのスマート農業化を推進してまいります。

次に、生産組織の現状につきましては、本庁地区で4法人1組合、支所地区で1法人が生産活動を行っております。今後の設立につきましては、生産者の方から法人化をしたいという声があれば、設立に向けて相談に乗り、よく協議をさせていただき、できる限りの支援は、町として積極的にさせていただきたいと考えております。

次に、遊休農地の現状、活用対応につきましては、高齢者の離農者が年々増えていることもあり、遊休農地が増加しているのが現状であります。活用につきましては、さきにお答えしたとおり、今後、高齢を理由とした離農者が増えると推測され、遊休農地を活用していく活動は、現状では、厳しい状況にあり、農地を荒らさないようにソバやナタネを栽培しているのが現状です。今後の対応としましては、現在営農している優良農地を多面的支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用して、これ以上、遊休農地を増やさないように現在の農地を守ってもらう活動をしていただきたいと思いますと考えております。そのためにも、町としましては、国、県、関係機関の動向を注視しながら、必要な支援を必要な生産者に活用していただけるよう、生産者の声を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

8番、田崎信二君。

○8番

再質問に入ります前に、今回は、今、農業で一番問題になってるのが、米の米価関係が話題、問題になっておりますので、水田を中心に質問させていただきたいと思います。

農業人口の前に、先にビジョンについてを、ちょっと進めていくわけですが、まず、柳津町の水田というものが約428ヘクタールほどでありまして、これを基本に今後の動向について、まず町長に伺いたいと思います。

現在の農業情勢は年々厳しく進んでおりまして、それを町長は認識していると思います。毎日見ている農地、四季折々に変わる色合い、中でも田園は、すばらしいグラデーションだと、私は思っております。これらが今後5年後、10年後には見られなくなる可能性が大いいです。それは、後ほど質問の中で説明させていただきますが。そこで、町長は、柳津町の農業に対する夢を持っているのか。持っていれば、今後どのように描いていくのか伺いたいと

思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

夢といいますか、私が今、農業について感じていることから、お話をさせていただきたいと思いますが、今、答弁でも少し述べさせていただきましたが、高齢化等によって離農者が増え、そして、農業者が減少するということが見込まれているということでもあります。

私としても、現在、地域おこし協力隊を中心とした人材の確保を目指していく、そして、移住定住や人材の育成、また、組織づくりや施設整備に取り組んでいきたいと、そんなふうには思っております。地域おこし協力隊が町の農業に加わることで、農業人口の確保につながると考えています。そのためにも、各地域の核となる農業法人や集落営農組織の存在と通年で雇用できる事業形態が必要になってくると考えております。これは、前から言われておりますが、6次化の事業であったり、ふるさと納税の米の返礼品といった冬場でも仕事ができる、そういった取組が重要だと考えております。

持続可能な地域農業を進めていくには、事業承継を前提として行政と民間事業者との一体的な取組が必要であると考えております。あわせて、やはり何といたっても米農家の所得を上げていく。そして、今年は米の値段が上がって農家に収入が、いっぱい入るかもしれませんが、来年は分かりません。ですから、これを安定的に維持していけるように、国・県に要望等、働きかけをしてまいりたいと、そんなふうにも考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

それでは、農業人口の確保として入らせていただきますが、これは、先ほどから話に出てますが、全国的に問題化されてる中、当町の主に認定農業者が先立って農業人口の確保にも努めているという中で、約50人の方が認定されてございます。うち法人が5社とされておりますが、実際に要件を満たす農業者と言える人数は何名ほどいらっしゃるのかなと。と申しますのは、認定農業者であれば国の補助金制度の受皿にもなるわけでございまして、それらと年齢制限等々も多分あるのではないかなと思います。これらの問題を整理していった正確な

認定農業者を確保して、今後の農業について計画を立てられるのではないのでしょうか。見解を伺います。

また、人口確保のために、地域おこし協力隊等を受け入れ移住定住に広げる考えと、ただいま町長からお聞きしましたが、具体的に今年度の活動状況、今後の見通しについてと併せてまして新規就農者についても、お聞かせいただければと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

認定農業者につきましては、町が作成しました基本構想に沿いまして農業経営改善計画が町に認定された農業者のことを指しているわけなんです。今ほど議員おただしのとおり、約50名というようなことで、昨年までは50名以上いたところでは、あったんですが、今現在は更新される際、なかなか高齢化、そういったもので更新をしていかないというような方も増えておまして、今現在、50名を切っているような状況にあります。

農業経営の持続的かつ安定的な発展を担う担い手として、重点的な支援措置が受けられて、農業経営の改善と強化を、この認定農業者、目的としておまして、町の認定農業者の基準といたしましては、主たる農業者1人当たりの年間農業所得金額であったり、主たる農業者の1人当たりの年間の労働時間がございます。しかしながら、性別であったりとか、年齢、専業、兼業、問わず、意欲ある農業者が対象となっているような状況であります。

先ほども申し上げましたが、現状としましては、認定農業者も高齢化が進んでおり、規模縮小など、安定的な経営の発展が厳しい農業者の方とは、よく協議のほう、させていただいて、更新しないなど、現在、町としましても精査をしながら、進めているような状況でございます。

次に、地域おこし協力隊、こちらの活動状況ということで、今現在、農業での地域おこし協力隊ということで1名の隊員がおります。今年で3年目を迎え、今年12月で卒隊の予定となっております。活動としましては、現在、町内の法人に依頼し、トマト栽培を中心に水稻、カスミソウ、ニンニク等の栽培をしております。あわせて、卒隊後についても、よく町と本人と協議のほうを重ねているような状況でございます。また、現在の地域おこし協力隊が卒隊することで農業分野の協力隊員が不在となりますので、今後、また新たに募集をしていければというふうに考えております。

続いて、新規就農者の状況につきましてということで、近年ですと、令和6年度に1名1組が就農し、こちらはカスミソウの栽培になります。また、令和7年度、本年度に関しましては、こちらにも1名のカスミソウ栽培で就農しているような状況になってございます。

以上です。

○議長

8番、田嶋信二君。

○8番

内容的には分かりました。

それで、地域おこし協力隊についてですが、できれば新規就農者と併せまして、やはり、ご存じのように南会津、それから隣の昭和村さんのように、移住定住につながるような確保を今後していかなければ、この農業人口というのは永遠というか、増える要素がないわけですので、その辺をひとつ、今後、進めていっていただきたいと思います。

続いて、スマート農業について触れたいと思います。

国が進めているスマート農業化を推進していく、とのことですが、当町の現状としましては、先ほどから言われてますように、高齢化が進んでおり、小規模農家が多いと。このスマートとは、省力化・軽労化対策としてドローンによる農薬散布や自動運転農機具、AI、人工知能ですね、IoT、モノのインターネット等によるデータに基づいた効率的な農業化で実際に推進していく中で、当町の地域性を鑑みた際に可能性のあるところ、ないところが出てくるのではないかな、と思われま。例えば、水田では形の整った水田、そういうところでは自動運転農機具は、使い勝手がよろしいんじゃないかなと。実際に購入してる方も何人かおるわけですが。ただ、先ほどから言ってますように、不整形なところは無理でしょうと。つまり、平坦と山間の差をどのように埋めてスマート農業を推進していくのか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町といたしましては、やはりスマート農業のほうを取り入れ、省力化を図っていきたいというふうには考えております。そうした中で、今、議員おただしのおり、町の一部の生産者のほうでも、ドローンであったり、リモコン草刈り機、ラジコンボート、そういったスマ

ートの機器を導入しまして省力化を図っているところであります。

ただし、議員おただしのとおり、柳津町においても平坦な部分と山間部、そういったところで水田の圃場の形とかも変わってきますので、そういったところにつきましても、町長答弁にもございましたけれども、利活用できるような法人、今現在、機器を取り入れている法人等が小規模農家のサポート体制の整備等、こういったものを図りながら、そうした中で少しでも、そういったスマート農業を推進していった省力化、そういったものに、つなげていければというふうに考えてはございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

町として、今、課長のほうから、今後進めていくんだという強い気持ちを持っていますので、先ほど来から私も言ってます、山間と平坦の差を詰めて、できるだけスマートな農業推進をしていただきたいと思います。

続いて、数年前から、前から言ってますように、農業に魅力がなく主である米が生産調整の強化や米価安、資材高騰等により作れば作るほど赤字になってきておりました。それで、米作りをやめていく農家が増えてきていましたが、知つてのとおり、先ほど言いましたが、昨年より一変しまして価格高騰に転じたわけでございます。そこで、国のほうでは、価格安定につなげるために生産調整をやめたり、耕作放棄地を利用して米作付を増産させる、増産転換する方針を示しました。これを踏まえ、柳津町では今後どのような動きが見られるのか伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、国のほうでは、そういう方針で進んでいるところではございますけれども、何分、柳津町、再三、先ほどから答弁しているとおおり、高齢化がもう進み生産者も年々減少しているような状況で、また、遊休農地であったり、耕作放棄地、こういったところも数多くございます。そういったところを、これから増産に向けて再度、開拓をしながら水田を作っていくとなると、なかなか労力、そういったものも、かかってくるという

ふうには認識しております。そういった実情、そういったものを踏まえながら、また、国の動向、そういったものも注視しながら、その辺は生産者の方々、団体の方々、そういった皆様方と協議しながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

そうですね。現状と今後の動向については、米を主力とする農家の平均年齢が70歳を超えております。それに増して、後継者不在のまま、生産をやめる農家が多くなっているのが現状でございます。一日も早い対策を考えていかないと、冒頭に話したとおりに田園地帯が変わってしまう。しっかりとしたビジョンを立てていただきたいと思います。

続いて、生産組織の現状、設立について質問させていただきますが、当町の生産組織は、4法人1組合が活動されていると伺いました。この中で、米穀関係組織についてですが、先ほどから言われてるとおり、高齢化が進むとともに、農機具の高騰等により個人経営が困難になってきている昨今、町としては生産者から声があれば相談に乗るとのことでございますが、それは、私は反対であり、地域の現状を知り尽くしている行政側から働きかけ、相談すべきだと思っておりますが、見解を伺います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

先ほどの町長答弁のとおり、まずは、やはり生産者のほうで意気投合といいますか、ご理解をいただく、そうした生産者の方々から法人化したいという声があれば、積極的に支援していく、そういった答弁はしてございます。

ただし、昨年度、町のほうでは地域計画を作成しておりますので、議員おただしのとおり、各地域の状況、そういったところについては、地域計画の中で見えてくるものもございます。この地域計画を基に、今後地区の座談会等において、地区であったり圃場単位に、町のほうとしても今後の田んぼの作付であったり、そういったものについて働きかけについては、行っていければ、というふうには考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

町として農業生産組織の設立構想を持ってないのか。理想でも結構でございますので、その辺、ちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

町としての法人の設立構想ということで、設立構想については、今現在、持っている状況ではございません。ただし、理想でも、ということであれば、地域計画単位を基本とはいたしますが、地域計画は昨年度、8地区8地域で計画のほう、策定しております。地域計画単位を基本とはしますけれども、やはり計画の8地区の中でも、面積であったり、農業者数、そういうものを勘案すると、理想ではありますけれども、6法人程度であるのが理想なのかな、というふうには考えてはございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

昔は、この構想、あったんですよね、実は。本庁地区、何か所、支所地区、何か所か、ということで、中身については、どのような経営体で行っていくのか、検討をしていた経過はございます。ですから、今の段階では全然持ってないと。地域計画の中では8地区8地域と、今、課長、言われたんですが、この中に、見てみますと、支所地区、入ってないですね。多分、入ってませんね、主要成果の中に。入ってますか。全部合わせて、支所も含めて8地区ということですか。分かりました。

じゃあ、先ほど言った、「設立構想を持ってない」って言うのが、ちょっと、はっきり言うのが、ちょっと、おかしいっていうか、理想でもいいから、こういうふうに今後考えて、必要だから要ります、というような答弁に検討できないのか。その辺、お聞かせ願いたい。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

その理想ということで、先ほど地域計画8地区ということで、西山支所につきましては、支所全体で1地域、1地区というような考えで計画のほうは策定しております。したがって、この8地区のうち、先ほども答弁させていただきましたけれども、面積や農業者数、その地区、地区で変わってきますので、その8地区のうちを統廃合等しながら、6地域、6地区、6法人ってというような考え、そういったものが理想ではないかなって、いうふうに考えてはおります。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

確かに、早い設立構想を持って進めていかないと、機械、農機具のほうも、かなり老朽化とか、古くなってる方々もおりまして、それに伴って、高齢化が進んでいると。だから、1人では、なかなか厳しいってというような農業経営を行ってる方、随分多くなってきてますので、その辺を踏まえまして、生産組織の設立に当たってってもらいたいというふうに、私は、個人的に思ってます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後になりますが、遊休農地の現状、活用についてということでございますが、遊休農地や高齢者の離農者により年々増加している、とのことでございます。遊休農地は、大きく分けまして、将来的な利用が見込まれる1号遊休農地と、利用の程度が著しく劣る2号遊休農地の2種類があるそうでございます。そこで伺いたいと思ひます。当町の現状についてお聞かせください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

議員おただしの1号遊休農地、2号遊休農地、2つの遊休農地について、大変申し訳ないんですが、把握し切れていないというのが、今の町の現状でございます。ただし、今年度から農地台帳の整理ということで進めておりまして、これまで実施してこなかった農地台帳と住民基本台帳、それに併せて固定資産台帳の3つの情報を突合するためのシステム改修を行っ

たところであります。今後、このシステム改修によって突合して、その後、遊休農地、そういった農地についても数字的に把握に向けて進めていければな、というふうに考えてはございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

農地を活用していく活動は、かなり厳しい現状でございまして、先ほど来から町長の答弁にもありましたが、農地を荒らさないようにソバやナタネを栽培しまして、国からの交付金等を活用して農地を守るんだと言いますが、作るのはいいんですが、ただ、捨て作りにならないような進め方を望みたいと。この辺の現状を伺いたい。

また、現在、遊休農地や耕作放棄地対策としまして国の制度、つまり多面的機能支払制度や中山間直接支払制度、国からの、ひもつきの交付金をいただき、各地区で取り組んでいるわけですが、知ってのとおり、ここでも高齢化が進んできまして、急傾斜地区では今後の取組に不安が出ているというような状況でございまして。この辺について、今後、町の考え方について伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

まず、ソバ、ナタネを作付して、捨て作りということですが、今現在、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金であったり、水田活用の直接交付金の産地交付金、こういったものを使っておりまして、その中で播種前に出荷計画であったり、販売計画を締結するのが基本、または、町のほうでは、現地調査で作付状況を確認などもしております。

また、基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書であったり、その証拠となる書類を提出するなど、交付の可否が決定されているため、捨て作りには、なっていないものというふうには、町としては考えてはございます。

また、次の中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金につきましては、令和7年度より、それぞれ新たな5年間の対策期に入っております。昨年度までの参加協定から見ますと、中山間直接支払のほうで17地区団地ということで、昨年度までは22の協定団地が

ありましたので、やはりこちらは話を伺いますと、なかなか高齢化が進んでおまして、や
っていくことが困難になっているというようなことが現状であります。また、多面的機能支
払交付金につきましては、今年度22地区、昨年度までも同じ22地区ということで、こちらは
加入地区に関しまして変動はございませんが、多面的支払交付金、こちらは、面積要件等は
なく、数多くの地区単位ということもありますので、利用していただける、そういったもの
になっているのかな、というふうに町では考えております。

そういったところを地区であったり、団地、そういったところの皆さんに、よくご理解を
いただきながら、国の補助でありますので、こういったものも活用していただいて圃場の確
保、そういったものに努めていただければいいのかな、というふうには考えてございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

内容等については、理解できましたが。ただ、先ほどから言ってる国の制度について、こ
れがあるから、今、何とか、70歳代や我々もそうですが、何とか農地を荒らさないで耕作で
きるというような制度でございますので。ただ、先ほどから言ってますように、今後、5年
後、10年後については、高齢化が進むと限界になっていくと。これが現状でございますので、
やはり国の情報を、いち早く農家のほうへ発信して、指導・相談に乗ってくれることを望み
たいと思います。

最後になりますが、ビジョンとか農業の在り方について、いろいろ昔は農業者団体という
のが組織化されましたが、聞いたところによりますと、代わりに「みらい農業会議」という
名称の組織が設立されているということで、これらについての活動内容、どのような活動を
行っているのか、町の農業に、どのように反映されているのか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

「みらい農業会議」ということで、令和3年度まで農林業団体連絡協議会という組織がご
ざいでしたが、この組織が解散され、それに伴い、新たに「みらい農業会議」として立ち上
がったような経緯となっております。

会議体の目的といたしまして、町全体の農業の発展のため、関係機関が連携し持続可能な農業を目指し、農村社会の活性化を図るとともに、活力ある地域農業の振興に寄与することを目的に組織をされたところでございます。

委員といたしましては、農業委員会、農業協同組合、認定農業者、柳津に所在のある法人、商工業関係者等で15名以内の委員で構成する組織となっております。今現在は、委員ということで9名の委員で構成されております。また、東北農政局であったり、会津農林事務所など、オブザーバーとして呼ぶこともできるものとなっております、農業者が中心となる会議ですので、農閑期を中心に開催しております。

いろいろな意見が出されており、そのうちの一部については各事業等に反映がされているような状況であります。例えば、農機具のマッチングについて意見が出されて、こういったものについては、農機具マッチング事業補助要綱が策定されていたり、ふるさと納税の特別栽培米の基準ということで、現在3名の方が、ふるさと納税の米のほうの栽培のほうも実施しているような状況になってございます。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

私の思った以上に、活動内容が充実して町に反映しているように聞き取れましたので、今後は、やはり先ほどから言ってる今回の農業ビジョンについて、もう少し、こういう方々が入って、理想的な柳津町の農業を考えて進めていってもらいたいと思います。

そこで、最後になりますが、この要望等としてビジョン作成等に農業全般について、例えば、県、町、JAの各担当者による定期的な会合を開催し、協議検討していくようなことはないのか、伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

定期的な担当者等の、各県・町・農協等の定期的な会議ということでございますが、先ほど答弁させていただきました「みらい農業会議」、こちら年2回ほどの開催回数を予定しながら進めております。この「みらい農業会議」の開催についても、委員の皆さんのご意見な

ども踏まえながら、回数を増やしたり、関係団体等の委員の構成についても、内容の変更であつたり、こういった方々を入れたらとか、そういったものも協議しながら進めていければなどというふうに考えております。

また、会津坂下農業普及所管内においては、町、県、農業協同組合、関係団体などが出席しました情報交換等の会議が年2回程度ございますので、今後も町として出席をし、情報の共有を図り、その情報についても「みらい農業会議」の委員であつたり、農業者、生産者の方々に共有のほうを図っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長

8番、田崎信二君。

○8番

私、言っているのは、団体というか生産者を交えないで、事務職員レベルの定期的な、例えば月1回の会議、そういうところで、町独自の、柳津町の今の農業状況はどうなんだと、今後の予定はどうなんだと、そういう事務局レベルの会議を設けてはいかがなのかな、と。これは、先ほどから何回も言ってますが、過去では、そういう定例会をやったので。ですから、やはり、そういうことを、また復活して今後の農業について協議しては、いかがなものかなと思ひまして、今回、提案させていただきました。

以上です。

終わります。

○議長

これをもって、田崎信二君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を13時ちょうどいたします。（午前11時58分）

○議長

議事を再開いたします。（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長

次に、岩淵清幸君の登壇を許します。

6番、岩淵清幸君。

○6番（登壇）

関係人口創出への取り組みについて。

現在、我が町の人口は2,800人を切り、人口減少が、ますます進んできています。従前は移住・定住政策により人口減に歯止めをかけようとしてきましたが、いきなり移住を決断する方は多くないと考えられてきました。そこで、近年は定住しなくても地域に関わりを持ち続けてくれる「関係人口」を増やす取組が注目されてくるようになってきました。当町において「振興計画」や「重点事業調書」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に関係人口創出に関する記述はありませんが、持続可能なまちづくりを考えると、重要な施策の一つになるものと考えます。関係人口創出に、どう取り組むつもりか伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

6番、岩淵清幸議員のご質問にお答えいたします。

関係人口創出の取組につきましては、議員ご指摘のとおり、当町の人口は年々減少しており、令和7年8月1日現在で2,795人となっております。人口減少対策として特効薬的な施策がないのが現状であり、町では減少スピードを、いかにして緩やかにしていくか、を考えながら各種事業を実施しているところであります。

町の振興計画において、関係人口という言葉は記載されておりませんが、計画内の施策「移住・定住・交流の推進」において、現状と課題の中で二地域居住の推進や都市交流事業、グリーンツーリズム事業など関係人口の創出に当たる事業の推進について記載されております。

地域と多様な形で関わりを持つ関係人口の創出は、今後のまちづくりにおいて不可欠な視点であると認識しており、関係人口を単なる観光客などではなく柳津町の魅力を深く理解し継続的に関わりを持ってくれる「町のファン」として捉え、その上で、柳津町の豊かな自然や文化、温かい人々に触れていただく機会を増やし、町との結びつきを深めることを目指す取組を推進してまいりたいと考えております。

具体的な取組としましては、現在実施しております新潟県出雲崎町との姉妹都市交流事業や東京都港区お台場地区との交流事業の継続、定期的なイベントへの参加を促すため、ウエ

ウェブサイトやSNSを活用した情報発信の強化、農業体験や地域のイベント参加などの体験プログラムの企画、移住・定住や二地域居住の推進を図るための空き家バンク登録数の増加、ふるさと納税返礼品の新たな開発や見直しを行い、継続的な応援者の増加を図るなど、これらの取組を通じて、柳津町を何度も訪れたい町、関わり続けたい町にしたいと考えております。

また、現在、第6次柳津町振興計画の後期計画を策定中でありますので、関係人口創出の取組についても協議してまいります。

関係人口の創出は、すぐに効果が出るものではありませんが、地道な努力を続けることで柳津町に新たな活力をもたらし、持続可能なまちづくりを実現できるものと考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

6番、岩淵清幸君。

○6番

それでは、再質問に入ります。

本町の「まち・ひと・しごと創生総合計画」が練られていた平成28年頃や第6次振興計画などが検討されていた頃、それは多分、令和2年頃でございますが、まだ関係人口創出といったことが、一般には語られていることが少なく、計画に文言が入っていないことも理解できますし、答弁にもありましたように、交流の促進を図るべく、様々な施策が取られてきたことは承知しているつもりです。また、答弁にもありましたが、第6次振興計画の後期計画策定では協議するというところでございます。

しかしです、令和元年12月に策定された国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略には、関係人口は地方創生の重要な柱と位置づけられており、第2期の施策の目標の欄、「地方とのつながりの構築」の中では「関係人口の創出・拡大」を主な政策の方向性として取り上げ、中でも、「関係人口になるきっかけづくり及び土壌づくり」、「②受入地域における取組」が重要であるとの記述もあります。

本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の次期計画には、国の戦略と合わせる形で盛り込まれるものと考えてよろしいのか伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、本年の6月に国のほうにおきまして、今後10年間を対象としました地方創生2.0の基本構想が閣議決定されております。その中で、国の総合戦略につきましても本年中に策定される予定となっているとのことでございます。

この基本構想の政策の5本柱の1つに「人や企業の地方分散」ということがありまして、その中で「政府機関の地方移転に取り組むとともに、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出する」ということで、また、引き続き、うたわれております。その中で、関係人口の創出・拡大、企業版ふるさと納税の拡充を図り、地方移住の裾野を拡大するとされております。また、定量的な目標としまして、関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出ということで、国のほうでは基本構想の中で、うたっております。

現在、先ほども町長の答弁もありましたが、町におきましては、第6次振興計画の後期計画を策定中であり、あわせまして、第3期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても策定することになっております。その総合戦略の策定に当たりましては、国の総合戦略と合わせられるものにつきましては、合わせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

3期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には盛り込んでいくということで、1つは、先ほども言いましたように、きっかけづくり、それから土壌づくり、受入地域における取組、というようなことを、しっかり盛り込んでいていただきたいな、というふうに考えております。

それで、そもそも、私も関係人口というふうに言いましたが、関係人口とは何ぞや、という疑問があります。どういうふうに定義するんだと。広義に考えれば、観光客や、あるいは、ふるさと納税をしてくださった方とか、いろいろ含めれば、切りがなく広がっていくのかなというふうには思いますが、答弁にもありましたように、町のファンとして捉えるということ、ありました。町の施策として考えたとき、関係人口というのは、単なる交流人口よりは、もっと関わりが深い方をいうのかな、というふうに考えております。関係人口の定義や位置

づけを、どのように考えているか伺いますが、あまり広義に捉えると混乱を招くこともあるんじゃないか。ここは、この後の質問とも関連しますし、基本となるところでもあります。関係人口についての定義をお伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

お答えいたします。

関係人口の定義ということでございますが、柳津町のみでなく、一般的に言われておりますのは、まず、町外に住んでいる者の町に何かしらの形で関わりを持つ方々や定住人口、先ほどもありましたが通常の観光客でございますけれども、交流人口でもない。町と多様な形でつながる方々というふうに定義できるのではないかと考えております。

具体的な部分につきましては、町にそれを合わせますと、柳津町の出身者であり、もちろん柳津町に住所がない方ですけれども、また、過去に柳津町に滞在したことがある方々、仕事や趣味などを通じて柳津町と継続的に関わっていく方々、あとは町長答弁にもありましたが、柳津町のファンとして応援してくれる方々などが考えられております。

また、関係人口の位置づけとしましては、まちづくりを進めていく中での重要なパートナーとして位置づけられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

今、定義、そして位置づけについて伺いましたが、それでは関係人口に対する定義について、その定義に基づくと、現在、本町では関係人口として、どの程度の方々をカウントしているのか。そして、その方々の属性ですね。つまり性別や年齢、今住んでいる地域、職業、関与の度合い、そういったものについて把握しているか伺います。把握しているというか、分析しているかどうか、ということをお伺いします。関係人口登録制度というのを取り入れてる自治体もあると聞いていますが、これらを把握するための仕組みとして関係人口登録制度というのがあるのかな、とは思いますが、そのことも併せ、属性の把握、できているのかどうかお聞きします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、答弁いたします。

定義に基づく関係人口の属性、また人数という形でございますけれども、現時点で全ての関係人口、先ほど申しました関係人口の数や、その属性については把握してないのが現状でございます。ただし、町の観光物産協会とか、協会が実施しております歴史検定などで観光大使、合格者を観光大使と任命しておりますけれども、そういった方、全部の属性ではないとは思いますが、住所、氏名、性別程度の名簿等は情報を発信しておりますので、作っているものと考えております。また、現在、行われておりますグリーンツーリズム事業の参加者などにつきましても、米を送ったりとか、交流しておりますので、そういった部分の住所、氏名等については把握されておりますが、全体的な把握というものはないです。

また、今回、国におきまして先ほども申しました基本構想の中におきましても、ふるさと住民登録制度という部分を活用した関係人口の可視化というものを進めていくという文言が入っておりますので、今後、国のほうで、どのような動きをしていくかということなんですけれども、それを注視していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

まだ、全体把握してないということでございますが、そういったシステムというか、そういったことを把握して、さらにこれから、この後で質問しますが、いろいろな情報をいただく、アイデアをいただく、というようなことが、できるようなことが、システムが、必要なんだろうというふうに思います。その辺は、この後のほうで質問させていただきます。

それで、位置づけというふうになってくるかな、というふうには思いますが、町の施策として、いろいろ考えるときに、関係人口の方々の必要性というか、そういったものを、どう考えていくのかと。また、関係人口が増大することで、どんな効果が期待できると考えているか、伺いたいと思いますが。つまり持続可能な、まちづくりを考えたときに、この方たちに何を期待しているのか。どんなふうにご貢献してもらいたいと考えているのか。町と継続的に関わってもらおうというふうにありましたが、具体的には、どんなことを、どんなふうにしてもらいたいのか。定期的なイベントへの参加を促すとの答弁もございましたが、私個人で

は、イベントへの参加だけでなく提案や企画、運営への参加も期待しているところです。そういったことが今後、可能なかどうか、可能だと考えているのかどうか、お伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

答弁いたします。

イベントへの参加ということで今、関係人口でございますけれども、例としましては、町の花火大会などにおきましては、観光大使宛てに、イベントの情報の提供やボランティアの募集なども行っておったと記憶しております。また、冬まつりにおきましては、毎年、民間の方を通じての、例えば、小巻地区の方に、ご協力していただいておりますけれども、棚田の灯の準備や点灯時に、民間の方、通じてのボランティアという形で、毎年参加されてる方もいらっしゃいますので、そういった方については関係人口かなと思っております。そのような方々にイベントの提案などをしていただきまして、また、企画運営にも参加していただくことは可能だと考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

まず、関係人口になっていただくと。次は、それぞれの機会に町を訪れて、交流を深めていただくと。そういったことを繰り返していく中で、移住へのハードルが下がっていくと考えます。まず関係人口になってもらい、やがて定住者になってもらうという段階的な戦略、これが必要なのではないかと考えております。関係人口になってもらう、きっかけづくりをどう進めるかが、第一歩だと思いますが、本町は福満虚空蔵尊圓藏寺を中心とした観光産業が柱の1つであり、年間を通して観光客が訪れますし、また、各種のイベントも関係各位の努力により盛んに行われており、これらも町外からの参加者も多くいらっしゃいます。これらの観光やイベント参加のために一時的に本町を訪れた方々の中から、町に関心を持っていただき、関係人口として活動してもらえるような戦術が必要と考えますが、イベント、観光などに訪れた方々へのアプローチを、どのように進めていくつもりか伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

観光に訪れた方へのアプローチということで、観光で訪れていただくためには、まず、町の情報、イベント情報なり、町の情報を発信することが大切かなと、まずは思っております。現在はSNSを活用した町の情報等を発信しております。あと、観光客のみでなく、当課でも、町でもやっておりますが、ふるさと納税、情報の発信もして、ふるさと納税を納めていただいている方というのが多数ございます。また、協力隊の募集や活動内容の発信というの、また1つの手かなと。

また、先ほども町長もありましたけれども、空き家情報の収集やバンク登録の推進、また、民間で取り組んでいる定期開催の講演会などもあるんですが、その方々、イベントも含めて参加された方々への次のステップとして、やはり継続的に柳津町、再度、何回でも訪れていただけるような、きっかけを、さらに進めていかなければいけないのかなと。例えば、ふるさと納税でありますけれども、他町村で取り組んでいる事例としましては、ふるさと納税の方に今度は、例えば産地を、農産物であればそういったものを、その産地に来てもらうっていうツアーを組んで、なんていうところもありますので、まず柳津町を訪れてもらうっていうのもありますので、そういった取組が今後必要になってくるのではないかな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

まず、産地に来てもらったりするというようなことでございますが、きっかけづくりという話は、どうしてもイベントとかには目が行きがちですが、今ほど答弁にありましたように、農業や商業、観光などの地元の産業振興や課題解決といったことにも、力を貸してもらえるようなことも必要だと考えております。農業体験といったような答弁もありましたし、また、農業ばかりでなく、午前中の同僚議員の質問にもありましたが、林業の体験、あるいは、町のお土産となっている、あわまんじゅう作りの体験とか。あるいは、圓藏寺の餅つき体験。臼と杵でつく、餅つき、都会の方には、なじみがないものでございますので。こういったものも体験していただくことを発信して行って、参加された方と継続的に交流していくと。つながって関わりを持っていくというようなことも大切かなというふうに考えております。ですから、今まで、みらい創生課長に答弁いただきましたが、みらい創生課ばかりでなく、地

地域振興課、先ほどから連続して、お答えしていて大変ですが、地域振興課長も当然でありますし、関係人口といったときに、ほかの課の方々も、それぞれ関係ございますので、考えていっていただきたいと思いますが、まずは地域振興課長に、今言った、そういったことの取組が、どんな取組ができると考えているのか。課長、よろしくをお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

先ほど農業体験というような町長の答弁もございましたが、農業体験の今現在、主なものといたしましては、久保田地区におけるグリーンツーリズム事業、こちらを実施しております。ただし、こちらの地区の方々の高齢化などの理由により、残念ながら今年度で事業終了の予定ということになってございます。ただし、ほかの地区等にも周知を図りながら、ほかの地区などでグリーンツーリズム事業を実施したい、そういった声が上がれば、町としても支援をしていきたいというふうには考えております。

就農者の確保はもとより、関係人口の創出のほか、町の子供たちの郷土愛を育む上でも、やはり農業体験は効果的であると考えますので、今後も、様々な体験企画を農家の皆さんや林業、また、議員おただしの商工観光関係者、そういった関係者の方々と協議をし、ご協力を得ながら取り組んでいければいいのかな、というふうに考えてはございます。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

いろいろ、幾つか例を挙げて質問しましたが、関係者、特に観光物産協会とか、あるいは、お寺関係とか、あわまんじゅうですと御菓子組合ですかね、そういった方々との協議というのは、もちろん必要でございますし、やり方等についても、いろいろあろうかと思っておりますので、それらは、その中で協議していただいでですね、ただ、デザインしてもらえれば、興味、持ってくださいの方々は、必ずいるのではないかと、というふうに考えますので、今後のきっかけづくりを進めていっていただきたいな、というふうに思います。

それで、答弁にもありましたが、出雲崎町との姉妹都市交流という話がありました。もう少し双方の行き来を活発にすることも、あっていいなと考えております。我々議会も、コロ

ナ禍や今年度の大雪の影響などにより、なかなか交流できていなかった、ということもございます。さらに、ここ数年、民間の交流が少なくなっているというふうに考えております。柳津町でも、かつて、新そばまつり等あった場合には、出雲崎町の方から大勢来ていただいたというふうに記憶してございますが、コロナ禍ということで少し、そういったものが少なくなっており、また、町としても一般の方々を募集して出雲崎町に行って、おいしい海の幸を、ごちそうになるような機会もありましたが、それも、なくなっているというようなことがあります。今後、コロナ禍も、いよいよ収まってきているというふうに私、捉えておりますので、そういったことも含め、もう少し民間ベースでの交流を進めていく必要もあるのではないかと。また、私、以前にも一度言ったことあるんですけど、姉妹都市でありますので、お互いの道の駅に、それぞれの特産品のコーナーを設けて、そういったことを通じて、お互いに行き来する、あるいは、お互いに、ふるさと納税をし合うというような関係にまで高めていっていったら、いいんじゃないかな、というふうに考えておりますので、基本的なことでございますが、町の考えを伺います。

○議長

町長。

○町長

町の基本的な考えということですので、私から答弁をさせていただきます。

姉妹都市であります出雲崎町との交流については、本当に必要、大切なことだと思っております。さきの町長、あるいは、議長とお会いするたびに、交流を何とか、もっと深めていこうという話をしているわけでありまして。直近ですと、8月11日ですか、花火大会に出雲崎から来ていただきましたし、8月15日には、こちらから出雲崎の船まつりにお邪魔をさせていただいたというようなこともあります。町としても毎年、相互のイベントの参加交流やスポーツ、あるいは文化事業の交流、町職員同士の交流を実施しています。今後も継続して実施してまいりたいと考えています。

さらに、交流を深めていくためには、まさに今、議員おただしのおり、行政同士の交流に、とどまらないということが大事だと思います。団体や個人など民間のレベルでの交流が、どうしても必要になってくるという意見、同感でございます。官民一体となって、さらなる交流を深めていきたいと考えているところです。

さらに、特産品を、それぞれの道の駅で置く、これも、すばらしいことですし、ふるさと納税でも、工夫しながらタイアップしながらできないかということも考えていきたいと思

ますので、提案、ありがとうございます。今後検討していきたいと思っております。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

町長の答弁、ありがとうございます。いろいろ、せっかくの姉妹都市ということでございますので、もう少し民間レベルでというか、レベルなんて言い方、失礼ですが、官民合わせて交流が深まっていければいいのかな、というふうに考えてございます。

関係人口、先ほどの答弁、ありましたが、ファンと。そういうことで、ふるさと納税の寄附やイベント、あるいは、今まではお答えも出ませんでした、ネット等で調べますと、大規模災害時のボランティアなんかにも、関係人口の方々に協力いただけるというようなことが出てきます。また、情報発信などを通じて長期的に支えてもらえると考えられているところ。関係人口ネットワークの構築が大切なのではないか。当町に関心のある関係人口の方々に、先ほど課長から答弁ありましたが、いろいろなイベントなどの情報は発信しています。また、町商工会や観光協会、観光物産協会などの中でも、そういった情報は発信しているわけですが、現在のところ、一方通行なのではないのか、というふうに考えております。イベントなどの情報を発信するだけでなく、関係人口の方々から逆に発信をいただくと。あるいは、商工会や町観光物産協会の方々との、あるいは町の行政担当者の方々とのオンラインの会議とか、それから、いろいろなアイデア、先ほども言いましたが、企画などの投稿、あるいは、イベントなどに参加した場合の感想など、いろいろな発信をしていただけたということになって、一つずつ、それぞれのイベントや祭りや行事などが、さらに発展していく可能性があるのではないか。一方向からの、まず町からの情報の発信は大切ですが、それに、とどまらず、双方向から通信可能なシステムの構築というのは、どう図っていくのか。図る必要があると考えますが、考えを伺います。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

答弁いたします。

双方向から通信できるということなので、今現在、町では公式のインスタグラムやフェイスブックで、議員おただしのおり、町のイベント情報や町のPR情報を発信しておりますが、フォロワーの方からの感想や意見なんかもいただいております。それに対しての町から

の返信もできるようになっております。ただし、SNSの性質上、いろんな方からの部分、これはフォローすればって言えば、それを、全部関係人口としてしまうのかっていうところもあるんですけども、そういった方からの意見、顔が、まず見えないということが、1つ、SNSの残念なところであるんですけども、そういった部分で、どこまで企画等、募集してやるのかっていうところもあります。そういったことも踏まえて、システムの構築については、今現在では、まだありませんが、先ほども少し答弁させていただきましたが、国のふるさと住民登録制度、これは関係人口の可視化になりますので、そういったもののシステムが、どのようなシステムになるか、まだ明示されておられません、そういった情報が来れば、もしかしたら関係人口とする方から、いろんな意見を、さらにもらえるような形になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

不特定多数の方々からの情報というか、そういうSNSを利用した、使った、その意見っていうのもございますが、やはり関係人口という方々は、もう少し関心を柳津に持っているということで、イベントに参加したことがあるよとか、行って、こういうふうに思ったよとか、単なる情報に対する反応だけでなく、濃い意見が頂戴できるんじゃないかというふうに思いますので、今後に期待していきたいというふうに考えております。

それで、関係人口というふうに言ってますが、実は、関係人口というくくりとは若干違うんだというふうに、ちょっと言われていますが、先ほども出ていましたが、地域おこし協力隊の方々にも活動していただいております、中には任期終了後も、町に残っていらっしゃる方も当然、この会場にもいらっしゃいますが、任期が終わって、それぞれの地区に帰られた方、過去に何人もいらっしゃるとは思います、そういった方々と今でも関わり合ってもらっているかどうか。そして、そういった方々とチャンネルがつながっているのか、どうかということ、私は、ちょっと期待しているわけで、一度、柳津町に実際に住んで、基本的には3年でしょうが、そして、帰られても、まだ柳津町に関心を持ってくださってる方とチャンネルをつないで、そういった方々から、来ていたときには、できなかつたり、感じなかったことが、後から思い起こしたというようなことも当然あるかと思っております、そういった方々の意見を頂戴するという、チャンネルつながってるような方もいるのではないかと

期待しますが、それについては、どのようになっているかお伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

答弁いたします。

地域おこし協力隊であります。柳津町では制度を活用し始めてから約10年でございます。その中で現在まで21名の方、協力隊として柳津町で活動していただいております。その中でも、議員おただしのおり、退任され町を離れた方も多数いらっしゃいます。そういった方との町の関わり、また、チャンネルがつながっているのかということでございますが、現状は、全員とつながっているということは今のところ、全員とはつながってるとは言い切れないところがあります。一部の協力隊の方、やってた方でございますけれども、町民レベルで、町民の方と親交を深めておまして、退任後も柳津を訪れて、その方のお宅を泊まったり、また、イベント、一緒に参加したりという方も、中にはいらっしゃいますので、そういった方もいらっしゃいます。ただ、退任された方、全員とチャンネルがつながってると、そこは、ちょっと、つながっていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

本当に地域おこし協力隊という方は柳津に関心があって、おいでいただいたということでございますので、ただ、いろいろネットで調べますと、関係人口とは、ちょっと、くくりが違うよというふうには、なっておりますが、関係人口以上の関係人口なんじゃないか、と私自身は考えておりますので、やはりそういった方々とチャンネルがつながっている、一部、全員じゃないとしても、つながっているというのは、大変心強く感じるころではあります。

それで、次、先進事例っていう形でちょっと話をしますが、インターネットで先進事例を調べると、島根県海士町というところがヒットします。海士町では、大人の島留学制度というのがあるそうございまして、20代の若者が1年間働きながら島で暮らす機会を提供するという制度だそうですが、累計で200名の受入れとなっておりますとありました。この制度では、島留学生が島を去った後も再び関わる「環流」の仕組みが構築されているということでございます。また、アンバサダー制度もあり、ウェブ技術を使いつつ、町外にいる関係人口を地

域経営に取り込むと、そういうことになっているようでございます。

当町においても、任期を終えた協力隊、あるいは、関係人口として関わってもらっている、そういった人に関わってもらえるような、そういった仕組みを当然、つくっていただきたいというふうに考えておまして、もう少しチャンネル、つながってるだけでなく、地域おこし協力隊も含めた方々の、町の行政の人と意見交換ができるような、そういったチャンネルというか、そういったものまで深めていただきたいと考えますが、どのように考えるか、お伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

協力隊にも、長く関わっていただきたいという部分でございますので、やっぱり長く関わっていただける、もちろん柳津町に定住していただけるのが一番いいんですが、都合により、先ほど言ったとおり、柳津町を離れる方もいらっしゃいますので、そういった方との交流っていうのも、OB会があって、現在の実際活動してる協力隊とのコミュニケーションなんかを図れば一番いいな、と思ってるんですけども、なかなか、そこまで今、手が、まだいてないのが現状でございます。

また、もちろん協力隊のみでなく、柳津町の交流ということで、やはり深く考えなきゃいけないところではございます。海士町の例、今、議員さんからもございましたけれど、海士町におきましても定住っていうのはハードルが、なかなか高いので、その前の段階として、お試し移住してみたり、さっきありましたとおり、大人の島留学なんていうのも、やっているようでございます。そういったところでハードルを少し下げて、ちょっと飲み会なんかをやって、地元の人と交流を深めてっていうのが、海士町のやり方のようにございますので、そういった中で土台をつくっていくことが大切だということで、柳津町も今後、お試し移住なんていうのも、ちょっと考えていかなければいけないのかなって思ってます。そういった部分で、あと働く場所というか、働く場所の提供っていうのも、今後必要になってくるのかなって思いますので、そういった部分も含めて制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

そうですね。私も海士町というのをインターネットで見ただけで、実際、行ったこともないので、ちょっと分かりませんが、例えば「大人の島移住」で仕事が、どれだけ提供できているのかというのは、ちょっと把握し切れていないので、その辺は、まだ本当に上っ面の調査しかできていないので、大変申し訳ないと思いますが、町としても仕事をどう提供していく、例えば1年間いてもらうというようなことになれば、お試し移住とかでなれば、やっぱり収入をどう得ていくのかというのは、やはり必要なことだろうな、というふうに考えますので、そこらも併せて検討、よろしくお願ひしたいと思います。

例ですが、先進事例で、今ほど海士町を述べましたが、あと見ますと飛騨市なんていうのも挙げられて、飛騨では「ヒダスケ！」という仕組みで、地域の人手不足や課題に対してボランティアでお手伝いなどをしてもらおうという仕組みです。このボランティアの方に報酬は、お金ではなく、ふるさと納税だったり、あるいは特産品だったりというようなもので報酬を支払うというようなシステムのございですが、そういうのに来ていただくと、その後、定期的に農産物や特産物の購入者になるなど、大きな経済効果も上げているということのございます。みらい創生課長、当然これらのことはご存じだとは思いますが、今後、当町でも関係人口の増大を目指すのであれば、今、町で課題になっていることを整理し、そういう問題を解決するには、これらの自治体との情報交換や連携ということが必要なのではないのかと。先ほどから言っている関係人口関連のシステムの構築とか、そういったような課題解決のヒントが、いただけるものと期待します。海士町や飛騨市と特定するわけではありませんが、先進的に取り組んでいる自治体との連携や情報交換といったことに対する考えを課長にお伺ひします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

答弁いたします。

先進事例の自治体というの、ネットだけでも結構出てきまして、議員さん、今ご質問の中でも、飛騨市なんかは「ヒダスケ！」っていう部分で、これは観光案内所ではなく関係案内所という部分をやってまして、例えば、飛騨市に関係を持ちたいっていう方を、そこで相談すれば案内していただけるっていう部分、イベント情報なんかも扱うようのございですが。また、ファンクラブなんていうところも、つくってる自治体、結構ありますので、そういった

先進事例なんかも、私どもも、勉強、また、情報収集を行っていかねばいけないなっていうふうに思っております。

また、先日、会津管内でも、県が主導でございますが、人口減少対策の加速化という担当課長会議がありました、その中でも各市町村でまだ関係人口、1町村だけ、今年から関係人口、創出をしてくよっていう、磐梯町さんですけども、ありましたが、ほかは、なかなか、まだ進まないということで。ただ、磐梯町さんのほうも、まだまだ今後、情報を集めていきたいということでございましたので、そういった中で会津管内の情報なんかも収集しまして、柳津町だけの関係人口も必要なんですけども、広域での関係人口の創出もやっぺいこうという話ですので、そういったところも含めながら、今後やっていきたいなど。また、いい取組、ありましたら、柳津町も、ぜひ取り組めるものは、取り入れていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

会津でも磐梯町さんという名前も出てきましたが、先進的に取り組んでいる自治体、あるいは、取り組もうとしている自治体、そういったことの情報も収集しながら、やはり限られた、今の町の中の、人口の中では、なかなか発展させる、町の各種の事業やイベント等をこれ以上、また広げていくということに対して限界も出てきますので、ぜひ、そういった関係人口の創出というようなことで、そういった方々のご意見なり、力を頂戴できるようなことを目指していただきたいな、というふうに考えております。

それで、そういったことに対する国の助成というのもございまして、内閣府や他の省庁が連携して地域課題への関与や地方移住を促進することで、関係人口を新たに創出・拡大することを目的とした、関係人口創出・拡大のための対流促進事業という制度があります。これは民間事業者が対象となっておりますが、こういった制度を一般社団法人となった柳津町観光物産協会と情報を共有して、制度を利用できたらいいのではないかと考えています。また、自治体向けの地方創生関連の交付金制度もあるようでございますので、これらの制度を利用する考えがあるのかどうか、お伺いします。

○議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、関係人口創出・拡大のための対流促進事業という国の補助制度が、議員さんからありましたように、あります。こちらのほう、議員さんからありましたとおり、民間の法人、また団体等が対象になるということで。ただ、その法人、団体、プラス広域で連携したり、一定の自治体と連携したりっていうのも、主体が法人であれば採択、受けてるところもあるようでございます。こちらのほうは、都市部の住民と地方、地域のマッチングというのが大きな目的でございますので、そこで継続的な関係性を築くというのが、この事業を使って、仕掛けづくりなどすることが対象となっております。1事業当たり上限額が一応500万円ということで、結構もらえる部分ですので。これは町の観光物産協会だけではなく、法人等、そういった事業、NPO法人も含めてなんですけど、実施したいというところがあれば、制度の情報を共有しながら、やっていきたいなとは思ってございます。主体は、あくまでも民間の法人・団体ということになってございます。

以上でございます。

もう一つあるかな。はい、分かりました。

もう一つ、ほかの補助制度っていうことでございますが、県でテレワーク施設利用促進補助金っていうものを、今やってございます。こちらにつきましては、福島県に二地域居住も含めた移住をしたいとか、一応、移住を考えてる方が、県のほうでやっていますが、「ふくしまぐらし相談センター」っていうものがございます。そこに相談している方で、かつ、「ふくしまファンクラブ」というものに加入されてる方が使える制度となっております。こちらは宿泊費、交通費、施設の利用料、レンタカー代っていうものが補助対象になってます。こちら、柳津町のほうで正式にテレワークできる施設だよ、と手を挙げていますのが、2つの旅館さん、手を挙げております。そういったところには、町からもチラシと県からの、こういうのありますよっていう形で情報提供して、チラシの配布等も行ってございます。

以上でございます。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

そうですね。テレワーク施設を利用して行われるツアー、イベントやプロモーション活動、交流会に対する助成制度、県外在住者向けのツアー、イベントの実施経費など、あるいは、情報発信とか地域住民との交流、そういったものにも使える経費というふうになってござい

ますので、県のテレワーク施設利用促進補助金、なかなか使い勝手がよさそうだな、というふうに思いますので、ぜひ検討して、利用できれば、利用していただきたいなというふうに考えております。

最後になりますが、本町にとって関係人口は地域づくりの担い手となってもらえるところと期待するところであります。町では、将来の関係人口の数を、どの程度まで伸ばしたいと考えているか。先ほどの定義も踏まえて、明解な目標を立てて、それに向かって努力することが大切なのではないかと考えます。中長期的な目標を町長、よろしくお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これまでの議論において、関係人口を増やしていく重要性というのを本当に理解できたところではありますが、関係人口については、現時点で明言できる目標値っていうのは、正直、持っておりません。関係人口を増やしていくということが、その後の移住定住につながっていくんだ、ということでもありますので、当町においても、できる限り増やしていきたいというふうに考えております。

関係人口をつかみづらいとか、現時点で把握しづらいというのが、非常にありますので、目標設定もしづらいということもあります。今の話にありましたが、国のほうで関係人口の可視化を具体的にしていけるということになれば、これは具体的に明確に目標っていうのは、数字でもって設定したほうが良いということでもありますから、町としても決めていきたいと思っておりますが、現時点で、その前に、であれば、例えば、二地域居住者というくりであれば、比較的把握がしやすいということもありますので、そういった数での目標設定ということも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長

6番、岩淵清幸君。

○6番

まず、定義づけと、それから可視化、そういうことによって人数の把握といったことも、あるいは、目標人数といったことも、できてくるんだろうと思います。ぜひ、国のこれからの進め方も踏まえながら検討していただいて、持続可能な、まちづくりに向け、努力していただくことをお願いし、質問を終わります。

○議長

これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

次に、渡邊俊典君の登壇を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番（登壇）

それでは、先般通告しておきました質問をいたします。

1番、ふれあい館の空調設備の選定について。

ふれあい館の空調設備に関しましては、このたび、ガスヒーポン方式を選択し、電気ヒーポンより優位があるものとの資料を提出し、全員協議会においての私の質問には適切な答えはなく、採決を行いました。ガスヒーポン式・電気ヒーポン式、どちらにも長所、欠点はありますが、なぜ、ガスヒーポン方式を進めるに至ったのか、お伺いいたします。

2つ目、会津柳津駅舎内の床修繕について。

会津柳津駅舎内の床のひび割れについて、何らかの手を加えたように見えますが、現状で修繕されたとの認識でしょうか。私には、ただ割れ目にモルタルを注入しただけで、大変見た目が悪く、根本的な解決に至ってない現状と思われませんが、どのように考えられているのか、お伺いします。また、駅舎トイレ側の犬走りに大きな割れ目が多数発生しておりますが、そこは、どのようになされるのか、お伺いいたします。

3つ目、防災対策について。

近年、集中豪雨による災害が多く見られます。我が柳津町におきましても、いつ、そのような事態が発生するか、分からない状況だと思われまます。その中において、西山小学校におきましては土石流警戒地域に位置し、また、ゆきげ館においては防災マップ上、建物は、かろうじて外れるようですが、万が一の場合、その周りは土石流で埋まることになる事態が考えられます。大変危険な状態になることが予想されます。西山地区におきましては、避難場所としての各地区の集会所が土砂災害では利用できない場所が多数あり、大きな災害時に利用すべき公共施設が、このような状態では、住民の命を守ることに問題が生じる事態となることに危惧を感じます。小学校及びゆきげ館の場所は、2つの沢に挟まれている場所なので、砂防ダム等の設置工事を急ぐべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。また、災害時には、各集会所が避難場所となっておりますが、既存の集会所には、埋込型以外の冷暖房器具には、補助金が当てはまらないとのこと。夏場の避難時には、熱中症のおそれがありますので、なぜ補助金が当てはまらないのか、その理由をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、渡邊俊典議員のご質問にお答えいたします。

やないづふれあい館の空調設備更新において、ガスヒートポンプ方式を選定した理由については、3つの視点から電気式とガス式の双方を比較・検討した結果、ガス式が最も現実的で、かつ地域特性に即した選択肢であると判断したものであります。

まず、1つ目は、機器費用と長期運用コストなどの経済性の視点であります。電気式は、機器価格が安価ですが、契約電力50キロワット超となることから、高圧受電設備、キュービクルといいますが、この新設と設備のスペースの確保、地中電力引込みといった大規模な附帯工事が必要であります。一方、ガス式は、これらが不要であり、導入初期費用が大幅に抑制できます。試算の結果、運用コストを含めると今後30年間で約3,200万円程度、電気式より安価となる見込みであります。

2つ目は、冬場の利用者に向けた利便性の視点です。寒冷地において電気式は霜取り運転で暖房停止が頻発する一方、ガス式はエンジン駆動のため外気温の影響が少なく、暖房が安定します。現在も「暖房が効かない」、「部屋が温まらない」といった声が電気式を導入した施設の利用者から寄せられており、寒冷地での安定性は極めて重要だと考えております。

3つ目は、地球温暖化に影響する二酸化炭素の排出量など環境性の視点であります。本町のように寒冷地において、電気式は冬季の使用時に霜取り運転が頻繁に行われ、その際に暖房効率が大きく低下し、結果、二酸化炭素をより多く排出するという特性があります。一方で、ガス式は構造上、霜取り運転が不要であるため、年間を通じた冷暖房の総合的な運転効率が高く、電気式に比べて約24%、二酸化炭素の排出量が少なくなるという試算が出ております。

このように、環境負荷の軽減という観点からも、ガス式の導入は有効であり、本町が掲げるゼロカーボン施策の方向性にも合致するものと認識をしております。

次に、会津柳津駅舎内の床修繕につきましては、以前より、ご指摘を受けているところであり、施工業者・設計監理業者とも相談し、オープンから1年程度経過観察をし、クラックの状況が落ち着いた後に修繕施工することとしておりました。今年8月に修繕の施工をして

おり、施工方法としましては、おただしのとおり、割れ目にモルタルを注入した施工であり、構造上の問題がないことを確認しております。施工箇所の割れ目部分が完全に見えなくなる状態ではございませんが、ある程度、期間が経過すれば見えにくくなっていくものと考えておりますので、引き続き観察をしてまいります。

次に、駅舎トイレ側の床のクラックであります。一部、割れ目が大きい箇所もございますが、全体的には細かいクラックでありますので、こちらのほうも、修繕の可否・方法について施工業者・設計監理業者と相談・協議をしてみたいと考えております。

次に、防災対策につきましては、議員おただしのとおり、砂子原地区には、水上沢と北ノ沢との2つの土砂災害警戒区域が指定されており、西山小学校が警戒区域内に、ゆきげ館が2つの警戒区域に挟まれる状況にあります。

現在、県では、西山小学校裏の水上沢における砂防ダム整備に向け、令和5年度に測量業務を実施しております。今年度は、昨年度に引き続き地権者等の調査を実施しているところであり、令和8年度には予備設計が予定されております。町としましては、この事業が円滑に進むように県に対し積極的に協力をしてまいります。

現状、砂子原地区においては、砂子原地区集会所が警戒区域外の避難所であることから、大雨が予想される場合は、砂子原地区集会所への避難を呼びかけ、万が一の事態に備えます。

また、支所地区に限らず、柳津町内は傾斜地、山間地であるため、土砂災害警戒区域内や急傾斜警戒区域内の避難所も少なからずあります。まずは大雨が予想される場合に早めの避難行動を取るよう、日頃から呼びかけ、有事が予想される場合は安全な避難場所へ避難できるよう防災無線等にて周知してまいります。

次に、避難所となっている集会所の冷房設備への補助金についてであります。避難所における空調設備工事に対し、町からの補助は現状行っておりません。ただし、地区集会所の空調設備工事に対する補助金として柳津町地区集会所整備事業費補助金がございます。補助額は補助対象経費の8割、上限額300万円の事業となっておりますが、補助対象となる空調設備工事は建物と一体となっている冷暖房機器に限られていることから、一般家庭用等のエアコン設置は事業の補助対象外となっている状況であります。近年、記録的な猛暑が続くなど熱中症のリスクが高まっている中、避難所にも指定されている各集会所の環境改善は必要であると考えており、集会所における一体型以外の冷暖房機器の設置につきましても、地区からの要望も踏まえて、対応を今検討しているところであります。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、やないづふれあい館のガスヒーポンの件なんですけれども、これは、かなり金額が、約8,000万ぐらいですか、かかる工事であり、町民の税金も大量に使う。それから、今後の維持費関係もある。そういうことで、町長も、これを選定になったんでしょうけども、まず、我々によこした空調選定の根拠と優位性、それから、柳津町でガス式の採用についてと。これを読んで、また町長も検討の上、決められたんでしょうけども、私、これを読みまして、ちょっと私の概念、もしくは資料、調べたものと8項目ほど疑問に思う点があるので、町長、答え、お願いいたします。

まず1つ目は、電気式の高圧受電設備の設置費が4,900万ということになっておりますが、正確な面積は分かりませんが、私が見たところ、85キロワットくらいアップの容量で済むと思われます。現在、ふれあい館自体が高圧受電となってるため、変圧器交換であれば、60万程度、それから、もしキュービクルの増設が必要となった場合には、約100キロワット、キュービクルを増設したとしても250万。それ以外にかかるのは、若干基礎と、今あるところのフェンスの移動費くらいですね。それを4,900万って、出たのを、町長、その資料を見たと思うんですけども、私、ちょっと考えられないので、これ、教えていただきたいと思えます。

それから、地中の中の電力線の引込み云々って言うんですけども、前からこれ、キュービクルから引っ張ってありまして、線が熱を持ったり、何だりする、交換するために配管用ピットなり、もしくは配管用配管、いわゆる、さや管という、これが設置されてるはずなので、万が一、これをやったにしても、線を交換しても、さほどの問題じゃないと思います。それが、なぜ、大変だって言うのか。

それからまた、現在の配線でも、この程度の容量アップでは、せいぜい80キロ、100キロなら大概是配線交換しなくても済むと思います。ただ、分電盤の交換くらいはあるでしょう、追加くらいあるんでしょうけども。

また、機種の変換費用につきましても、ガス式は13年、15年、これは、ちょっと普通の皆さんのボイラーと一緒に、耐用年数が超えたり、短かったりしますけども、全体交換しなきゃいけない。電気式の場合は、不具合が出た器具のみでいいと。ですから、私、全協で聞いて

たときに何部屋、使用、教えてくれと。結局、毎日使うところ、それから、あまり使わないところ、電気器具の場合は、やっぱり使用頻度、これも13、15と言ってますけども、あんまり使わなければ、20年も30年ももつと。ですから、長期、あまり使わない部分、要は大会議室、小会議室、和室がありますよね。そういうところの使用頻度を計算していきますと、長期間、それらは使用できますし、交換時のコストも抑えられる。なおかつ、部分的ですから。今回みたいに夏場も使わない。今回はいろんな、ガスタンクも作るからでしょうけども、半年も工事かかる。電気式であるならば、一、二か月で、もうとっくに使ってるはずと思います。ましてや、長く、ちょっと壊れた部分、その部分だけ交換すればいいわけですから。あつという間に、その期間だけ、その場、別なところで、あの中で移動しながら使えるということで、まず1つ目は、この辺の約4,900万円のキュービクルかかるっていうの、町長、どういいう試算を見らったのか。その試算、なぜ出たのか、お願いします。

○議長

じゃあ、町長。

○町長

渡邊議員の質問に当たっては、電気か、ガスか、ということであります。決めた理由は何だということではありますが、渡邊議員もおっしゃってますが、一長一短、それぞれ方法としては、あるんだという中で、我々も、これまで議会全員協議会も含めて度々説明をしてきましたし、ただいまも3点について、この方法に決定した根拠を述べさせていただきました。我々としては、これまで説明したことが全てであって、これ以上でも、これ以下でもないんです。よくよく、これで検討した結果、ガスヒートポンプの方式を採用したということでもありますので、ご理解をいただきたいと思うんですが、ただいまの質問については担当課のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、質問にお答えいたします。

まず、1つ目の高圧受電設備に関する費用についてのおただしでございます。まず、現在のふれあい館につきましては、高圧受電設備が入っていない。すなわち、今、低圧の状況で動かしてるという形になります。具体的には、今48kVAの出力をもちまして、やっておりまして、今回、電気にした場合に、これを大幅に超えてしまうということで、具体的には、

議員おただしのおり、86くらいまでなってしまうということになります。すなわち、高圧受電設備が必要になってくるものでございます。

この費用、4,900万の中身でございますが、大きく分けて、3つございます。まず、引込電線に関する設備、いわゆる道路側のほうの電柱から地中に引き込む、ここだけの設備で、直接工事費で150万円。それから、受電設備、いわゆるキュービクル設備にかかる部分で2,600万円。こちらも直工です。そして、動力設備、いわゆる室外機等と接続してくる電源関係に関わる、もろもろの設備ということで750万。これに公共工事の積算の考え方に基きまして諸経費を加えますと、4,900万円ということで概算が出ているところでございます。

それから2つ目に、引込みに関する費用、地中化の部分の、さや管が同じく使えるんじゃないかというところでございますが、今回、設置場所が高額に4,900万円って、なったこともございまして、どこの場所にキュービクルを建てるか、によって全く費用が変わるということで、具体的な設置場所については検討しておりませんが、この部分については今回の4,900万円のほうには加えていないところでございます。

それから、3点目の機器についてです。議員のお話の中ですと、1つ全部回してしまうことになっちゃうけども、一方、電気のほうは、それぞれ動かせるところで動かすと今、お話ありましたが、今回の選定におきましても、ガス・電気、それぞれの部屋の使用頻度、それから時間、それから使用していく特性等々検討しまして、全部で7つの部屋がございまして、5つの系列に分けて、それぞれの系列ごとに稼働できる体制で考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

町長、先ほどの町長の、私に対する答え、ちょっと、おかしいんじゃないですかね。十分に説明したと。してないですよ。ですから、私が、全員協議会の仕組みも問題なんだろうけども、質問したことに答えもしないと。当日、ちらっと見せて、持ってきて。先に資料、渡して返答もよこさない。それから、内容も分からないことなんで、町長、ああいう発言は、やめていただきたいと思います。

それから、2番目につきまして、いわゆる私が言いたいのは、本当に、これしかないと検討したのかと。ところが、疑義が生じる部分、今、聞いているわけですから、ちゃんと答えて

ください。

それから、電気式の場合、フロンガスに対する点検の費用がかかるということなんです、フロンガスは2019年12月をもって生産終了となり、2020年以降、全廃となっております。ただ、2019年12月っていうのは、機械は、もう10年以上前からフロンガス、使わないんですけども、これは既存のフロンガスを使っているところに供給できるように、ということで作っただけであって、資料の中にフロンガス点検料は、それ以前の機器を使用している場合のことであって、それを検査する、転換すると。2022年10月に制定され、電気式の場合は何の点検もない。ですから、ここにおいてフロンガスという点検を持ち出したのは、なぜなのか、これを、お願いします。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

今、議員おただしのおり、フロンガス、廃止された以降にも、かかわらず、なぜフロンっていう言葉が出てくるか、という問いというふうに認識しております。フロンガス、廃止以後も、いわゆる代替フロン、現場のほうでは、通常フロンと呼んでおりますが、この代替フロンにつきましては、引き続き使われております。この代替フロンに関しましては、様々な冷媒管の中に今、入っているもので、様々な機器に今、使われているところでございますが、処分をする際には、必ず回収、運搬、そして処分っていう費用が、かかるところでございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

代替フロンとフロンは違うんですね。代替フロンは、そんな回収も、何も要りませんから、今の段階ではね。その辺の答えは、ちょっと私、納得できない。これでも、よく検討したわけですね。

では、3つ目。年間運用コストに関する記述ではありますが、電気式の場合の電気料の試算ですが、電気料に関して、どのような機種と数量を想定したのか分かりませんが、現在、電気機種の場合、A P F、いわゆる省エネルギー性能の基準があります。省エネ基準というの

がありまして、昔の機器よりも現在、約50%くらい削減されております、電気使用料が。それで、2027年まで、もう、また15%削減しろということになっておりまして、今現在であっても、この資料では、何か電気のほうが余計に運転費用かかるようになります、なってますけども、いろんな資料で、ほぼ運転費用はガスと変わらないというデータも全部出てます。それから、今回入れたんではないんでしょうけども、27年、来年、再来年後ですか、それに基づけば、もっと運転費用が安くなるということで、この年間電気の運転資金、出したのは、何台くらい使ってどうだったんですか。どういうことで設定してやった、何馬力くらいのを何台でっていうこと、分かりますか。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

今回の電気料の算出につきましては、今現在使っております東北電力の業務用電力、こちらの基本料金に基づいて計算しております。加えまして、運転時間、それから月当たりの運転日数、それから現在の機械で想定される季節ごとの負荷率、その負荷率に基づいて算出される負荷時間、これを冷房、暖房、それぞれ冬季、夏季、それぞれ計算しまして算出しているものでございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

よく分かんないですね、どうやって算出したのか。機器の数量も分からない。時間も分からない。何か数字合わせ、申し訳ないですけども、やったのかなど。

どうしても、私、4つ目なんですけども、大体の試算、あの建物ですと大体40馬力程度。この試算でいきまして、設備費も含めてトータルで100馬力か120馬力くらいでいいと思うんですけども、そうした場合に、いわゆる初期設置の器具の金額、これですと3馬力のやつが20台から30台つけないと間に合わないくらいの金額なんです。そうやって計算したのか。この辺の算定基準、今日ここで、後で、私のところに、もらいたいと思うんですけども、これは、ちゃんと計算してあるんですね。資料、あるんですね。

○議長

公民館長。

○公民館長

現在、なぜガス式、電気式、いずれかを選んだ、その理由について今、おたのしいたいてるかと思ひます。今現在、私の手元にある資料で見ると、合計の出力の比較にもって算出しているところであります。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

合計の算出、ここで押し問答しても、資料もらっても、時間的な問題ありますから、後で見せてくださいね。結局そうなんです。電気のほうだけが、ちょっと、おかしく書いてあるんじゃないか、算定してんじゃないかと、私が思うに。

それからもう一つ、次に、防災性について。ガス式は地震時に早期復旧が可能とありますが、確かにガスヒーポンは本体に発電装置があり、ガスの点火はできます。その代わり、中に発電機、ありますけども、発電量が3キロワット程度のはずなんです、大体のものが。ですから、中の温風機ですね、それが1台、もしくは2台が限度で、あとは照明器具やコンセントなど使えば、それとコンセント1台くらい、とても災害に間に合うもんじゃない。これを災害で使いたいとしたら、自家発電設備を設置するか、やっぱり電気が来るまで待たなきゃいけないわけですよ。ですから、なぜこれ、防災に強いっていうこと。タンクにガスはありますけれども、そこで燃やすだけ。これは、この後、私、やりますけれども、このガスは備蓄っていう格好で、何かに使えるってことも含めてることなわけですけど、バルクがですね、これに対して、なぜ防災に有利なのか、そこを思ったのか、お願いします。

○議長

公民館長。

○公民館長

それでは、お答えいたします。

防災の観点からにつきましては、まず、最悪の状況、すなわち送電線が倒れ、道路が寸断し、給電できない。そのような状況で今回検討させていただいております。そのような中では、スタンドアローンで、その施設がライフ的に3日、あるいは1週間近く、そこの生命維持ができるっていうことが大事になるかって考えております。そういった中では、今おたのしい

いただきましたガス式の中におきましては、外電源を使いまして今回、出力25kVAの出力を持った軽油式の外の発電機を備えまして、そこから2系統の部屋に関しまして給電をしていく。それで残っているガスで施設を賄っていくと、そのような設計仕様になっているところでございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

要するに、あれ以外に、また発電設備してくるってということですか。この説明、ちょっと我々のところになかったんですけども。発電設備、また別にあるってということですか。

○議長

公民館長。

○公民館長

1台ございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

結局ね、何だか知らないけど、ゼロカーボンでも、何でもなくなっただよね。電気の復旧は早いんですよ。で、それがあっても、生活、守れても、寒いときに暖房は来ないんですよ、そればかりの、25くらいでは。

次に、その中でも行きます。環境性能、目的であるCO₂排出が24%削減、電気よりは。電気よりは、って、私、この項目、見たことないんですけども。ただ、今までのガスヒーポンよりは24%、性能アップしたって言うなら分かるんですけども。これの、どうなのかなと。

それから、もう一つ、ついでにやっちゃいます。バルク、いわゆる、さっき言ったガス貯蔵設備ですね。検査交換についてなんですけども、バルク自体は、法定耐用年数は10年なんですよ。10年で交換なんです。ここで20年、5年ごとの検査云々というのは、そのバルクが製造された年数から20年、使ってなければ20年置いててもいいよと。その代わり、それを超えたら5年ごとの検査しろと。つまり使い出したら、中に、ガスといえども水分あったりな

んかしますから、使ったら10年ごとに交換しろって、なってるんですね、法定上は。その間の、その点検、その交換、いわゆる産業廃棄物、出るわけですよね。これで来た場合に、廃棄物が出るわ、何かしたら結局ね、ガス式はゼロカーボンじゃないんですね。個別にCO₂出してるわけですから。電気はゼロですよね。個別に出ないわけですから。なぜゼロカーボンなんて文字、出して、発電機は回すわ、ガスで毎回CO₂は出すわ、それが、全然やること、言わんとしてるものがつじつま合わないんですけども、まず、バルクについてのこの説明、それ今回、この中には10年ごとの交換も載ってないんですけど、どうしてですか。

○議長

公民館長。

○公民館長

バルク容器の本体につきましては、法定年数20年っていう形で理解しております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

法定年数、使ってない、作ってからは20年です。それ以降、使うとしたら5年ごとに検査しろと。使ったら10年って書いてあるんです、法定費用。ちゃんと調べてくださいよ。

○議長

公民館長。

○公民館長

バルクにつきましては、受注生産となっております。これから20年間、法定年数の義務に沿って、使っていきたいというふうに考えております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

全然ね、だから、分かってないのかな。いわゆる、使い出してガスを入れ出したら10年で交換しなさいと。作って使ってなかったら20年間置いてもいいですよって意味なんですよ。そこを、よく考えてください。ですから、その程度の理解でこれ、やったのかなと。

もう一つ、それから、バルクなんですけども、いわゆるね、国の補助金があるんですよね。空調機、要は今年度も自然的燃料備蓄補助金、バルクに対して、その費用の2分の1の補助金

があると。また、その中において空調機も補助対象になると、公的な部分。その空調機に対しては細かく書いてませんけども、これ、なぜ申請しなかったんですか。

○議長

公民館長。

○公民館長

お答えいたします。

当該事業につきましては、受付が6月、締切りが6月となっております。ちょうど採択になるか、どうかというのは、おおむね9月、もしくは遅い場合は10月となっております。一方で、この事業の竣工、いわゆるお尻ですね、これにつきましては2月っていうことを示されておまして、2月以降までかかってしまうのかというふうに今回考えまして、緊防債で対応するという形になっております。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

これ、去年のもあったはずなんです、みたいなのがね。なぜ、さきから、今年はちょっと間に合わないとか、間に合うじゃなくて、さきから計画しなかったのか。ですから、今言ったガス式、今、灯油式ですよ、現在、壊れたのが。そのために壊れて改めて、やるのに、今度、時間かかる、半年もかかると。それね、電気式だったら、全部が一遍に壊れるってこと、ありませんね。ほぼ使用時間ですから。いろいろできた。今後も含めて、そういうこともできる。それから、補助金が間に合わなかったとか云々って。これ、全然やる気がないんじゃないか。出して駄目なのか。出してもらえば、よかったんじゃないですか。

それから、ついでになりますけれども、まず、今回の冷暖房の設置について、ふれあい館の調理実習室、ありますね。あそこには現在、冷暖房、入ってないそうなんですけれども、やはり夏場、今、最近結構、婦人の方たち、男の人もいるんでしょうけども、利用する方が増えたときに、かなり、この暑さでまいてると。冬も寒くても困ると。今回は、そこには冷暖房、入れるんですか。

○議長

公民館長。

○公民館長

調理実習室には、予定しているところでございます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

私ね、結局、町長、これ、議会としても認めて動いたの、いいんですけども、よく説明した。説明してないですよ。議会の協議の在り方もあるんでしょうけども。質問しても答えない。答えないって、私から言わせれば、強行採決みたいなことで行ったと。よく説明したって言うこと自体が、おかしいと思うんですね。

じゃあ、次に、これは行きますね。駅の件……（「財源の件で。補助金の件でちょっと」の声あり）

○議長

補足説明。

じゃあ、補足説明、聞きますか、渡邊さん。

○2番

はい。

○議長

じゃあ、補足説明、求めます。

総務課長。

○総務課長

お願いいたします。

先ほど、ガスの施設を整備するに当たっての補助が2分の1、ありますよ、ということでした。その申請期間だったり、何なりも1つの要因なんですけど、工期も限られてるっていうのも1つ要因なんですけれども、緊急防災事業債ということで該当させているということでは、ご承知だと思います。その分については、事業に対して100%対象となっていて、そのうちの70%返ってくるという仕組み、事業債としての仕組みは、ご存じかと思います。そちらのほう2分の1、あと、それは国の財源も使ってるものですから、いろいろと充当できる予算がなくて、2分の1だけで、町の財源としても、こちらの緊急防災事業債が、優位性が高いということで、こちらのほうを使用したものでございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

それで緊急防災、あれに当てはめたわけですね。分かりました。

結局ね、私が一番言いたいのは、やはり我々検討するにも、ちゃんとした資料、出してもらいたい。結局、こういう疑念のある内容では、それから、なおかつ、これは我々の問題もあるでしょうけれども、やっぱり、もう少し質問して中、詰めること、ということを取ってもらいたい。そういう意味も含めて、今回は、この質問をしました。はっきり言って、ちょっと私、今の公民館長の答えには納得しない部分、いっぱいあるんですけど、これ、討議しても始まんないの、次に行きます。

続きまして、柳津町駅の補修関係なんですけれども、何か、どういうふう、何かね、おかしなこと、あれでモルタル、塗ったと、間違いなくね、それだけだと。あれで修理なんですかね。というのは、聞きたいのは、まず床モルタル、古いモルタルのところにワイヤーメッシュも金網も入れずに薄く塗った、3センチ、5センチ程度。そこで結局、収縮部分が別にあって割れたと。で、これ、割れてね、ひびが入って、それだけじゃないんですよ。要は、そこに対して、床モルタルは下地、元のものとの不陸が浮いてれば、今後5年、10年後に今度割れて上に浮き上がってくるわけなんです。そのためには、補修っていいものは、目地詰めればいいんじゃないんですよ。要は検査を、打音調査ってやらなきゃいけないです。やるんですよ。たたいて、浮いてるか、浮いてないか。それは小さなハンマーか打診棒。これ、必ずやります、ああいう場合には。ましてや元の設計も悪いのか。はっきり言って、設計が幾ら悪くても責任施工ですから。割れ、古いところに3センチ、5センチのやつ、モルタル塗って割れないっていうのは、普通考えられないんで、施工の問題もあるんでしょうけども。ただ、このとおり、塗ったくるって。目地の塗ったのが見えなくなんだろうと。これで終わりだって。町長、それ、自分の家だったら納得できますか。浮いてる可能性があるんですよ、全部。ただ、今、重さでもってるだけで。長い間には割れて浮き上がってくるんですけども。これ、打音検査したのか。したら、どのくらいの箇所したのか教えてください。

○議長

後からにしますか。休議しますか。

では、地域振興課長、答弁を求めます。

○地域振興課長

今ほどの打音調査というところでは、ちょっと手元に資料がございませんので、確認のほ

うをさせていただきます。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

結局ね、何かこの答え、見ますと、適当に御説いておいて、そのうち目立たなくなんべと。そんなもんじゃないでしょう。あの建物、全部足して1億何ぼも、かけた工事で。当初から、ひび割れして。それを今度、目地埋めて、浮いてつか、浮いてないかも見ないと。結局、そのとき出なかった、要はそういう浮いてる云々って部分、含めまして、今回、昔、売店があったところですね。あそこのところが、かなり割れてます。ひび割れ、もちろん細かいひびって言うかもしれませんが、大きく割れてると。こういうことが、どんどん起こってくるんです。あそこもワイヤーメッシュも、それから、金網も何も入れないでやってたんです。ところが、壊したホーム側、ひさしだけ出しましたね。あそこは、どういうわけだかワイヤーメッシュ、入れてるんです。ですから割れは、細かい、ひび割れ、多少出てますけど、割れないんですよ。もちろん、古いコンクリート、皆さんの家も、そうですけども、例えばですよ、自分のとこのコンクリート、あったとこ、玄関先、古いところに、ちょっと塗ったって割れるでしょう。その現象、起きてんですよ。目立たなくなんべ。そんなもんじゃないんですよ。やるなら徹底的に、大会社でしょう、やってんのも。責任施工ですから。ちゃんとしたもの、渡してくださいよ。町長、あなたの家、そう、やられたらどうしますか。納得して受け取るときですか。これは町民の税金で造ったものですからね。

○議長

じゃあ、町長。

○町長

この、ひび割れについては、今議員おっしゃったとおり、目地を埋めてもらって一応修復は完了したという認識でおります。機能的にも強度も問題ないというような判断で、それで受け取っております。

もともとの駅を直す、修復するコンセプトっていうのが、やはり100年の駅舎というところにあります。駅、入ってもらうと、当然、柱や、はりなども傷があったり穴が空いてたりということもありますし、完全に傾いた駅舎を建て直して修復した後も、しっかりと残っているというような状況の建物であります。これについては、いろんな人と話をしました。新品のぴかぴかの建物であれば、ちょっとした、ひび割れも、やはり問題だ、ということだと

思いますけれども、機能的に問題がない。ひびも修復をして、なじんでくるだろうという中でありますから、そういった新しい、ぴかぴかな建物と比べれば、さほど気にする必要はないんだというふうに、私も考えております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

まあ、困った発想ですね。結局ね、今、構造的に問題があるんです、ああいうのは。ある程度の年数、たったら、浮いて割れて上がってくるんですよ、そういう状況のものは。タイルなんか、浮き上がるのは、そういうことなんですよ。下地とくっついてなくなって、できたとき、5年、10年、いいかもしれません。落ちてくると。いわゆる床が割れてしまうと。そういうことに、なることがあるんで、補修が。確かに単純にコンクリート、厚く打って、その部分だけが割れたら、ひび割れと見ます。今回の場合、古いやつに密着してないわけですから、構造的に問題がないと、そうおっしゃる発想は問題だと思いますんで、一度、業者に打音検査やるように、お願いしたいと思います。

どうも、古い建物だからいいだろうと。古い建物、残したらいいですよ。新しくコンクリート打ったとこ、割れてて、古いやつ直したと。おかしいでしょう、そういう発想が。やっぱり直すところ、ちゃんとするものは、ちゃんとする。じゃあ、屋根だって、あんな、追加しないで、下がったまましておけば、よかったんじゃないですか。屋根は真っすぐにしなきゃいけないとか。誰が見ても、たわんでいるやつが、見てませんでしたから、追加工事ですと。金、払ったんでしょ。古くて、ゆがんでて、よかったら、たるんだままで、あんな、3,000万円も余計な金、かけなくてよかったですよ。2,000万円ですか。

そういうことなんで、町長、やったところは、ちゃんとしてもらう。床だって、よくタイル貼り、なんかそうですけど、出来上がって、しばらくしたら浮いたってこと、あるんですよ。それと同じような現象、起きる可能性が、かなりありますんで。もうちょっと町の建物、それから、町でお金を出したものに対して、十分な検証をお願いしたいと思います。そういう、何でもいいみたいな発想、私からすれば、そういうことは、やめていただきたい。ちゃんとしたもの、新しいものは、ちゃんと、やったものは、ちゃんとしてもらう。古いやつ残したら、それでいいです、残した分はそれでも。打音検査、よろしくをお願いします。

それと、もう一つあるのは、そこのやつで、私、前も指摘してんですけども、スチールサッシ。アルミじゃなくてサッシ関係、スチールなんですよ。焼付けでもなく塗装。ああいう

ものは30年も50年も前に、さびが出やすいので、やめてんですけど、あれで、さびが出たら大変です。一本一本さび落として塗らなきゃいけないもんですから。あれに対する保証関係、あるのかどうか。普通、何年もつのか。我々したら、10年ちょっと過ぎたら、あちこち、さびが出て、それ、塗装剥がす。一本一本やんなきゃいけない。そういう状態になると思うんですけども。それに対する保証か、何かが、入ってんのか、入ってないのか。手作りだったら、加工品だったら、なおさらだと思うんですけども、それはありますか、どのくらいの保証をするとか。

○議長

これ、通告にはないんで、あれですけど、答えられますか。確認する。

渡邊議員、確認するで、よろしいですか。

○2番

はい。

○議長

じゃあ、2番、渡邊俊典君。

○2番

それでは、3つ目の質問にまいります。

防災関係なんですけれども、町で砂子原の北上沢ですか、その部分は今、調査して砂防ダムを造る予定だと聞きましたけれども、そこにおいて大変に、本当は小学生がいるもので、いろんな、ここで大雨、予想されておりますけれども、土砂崩れ、なんていうの、大雨が、やんだ後に起こるのが、いっぱいなんで、やはり早くそれが施工されることを望みますけれども。

地権者等の調査、これは今、どこら辺まで進んでんのか。

○議長

建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

こちら県の事業ですので、若松建設事務所河川砂防課からの聞き取りの情報で大変申し訳ないんですけども、現在、地権者の調査、昨年から実施している中で、共有地がございまして、相続登記がなされてない方が複数いらっしゃるということで、今かなり、用地の交渉に困難を来してるという情報だけは得てます。そちらのほうスムーズに行けば、来年度、予

備設計に入れるという情報は得ております。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そうしますと、この砂防に関しては、県でやるから町は一切関係なし、ということでの状況なんでしょうか。情報、聞くだけで。町として地権者関係に協働で当たるとか、何もなくて、県で勝手にやってるって、状況なんでしょうか。その辺、どういう進め方になってるのか、お願いします。

○議長

建設課長。

○建設課長

基本的には、県の事業ということですが、町の役割としましては、県と地域住民の方のパイプ役として、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、地権者の調査に関しましては、若松建設事務所の用地課のほうで、しっかり、専門のほうで調査をしております。我々としても情報収集は当然した上で、情報提供のほうは、若松建設事務所のほうに随時協力し合いながら進めていく予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そうですね。やはり地元の地権者関係も、地元の役場が協力することによって、すんなりいく場合があると思ひますんで、できれば早急に着工できるように、お願ひしたい。

ついでに、北ノ沢になるわけですか、元保育所側。これ、かろうじて逃れますけども、ほとんど来ると同じですね。で、グラウンドは全部埋まっちゃう。建物に来ない保証はない以上、来るだろうと。ですから、そちらも、結構こちらは沢、長いんですよ、上のほうまで。水上沢は全体的に範囲が広いんですけども、北ノ沢は結構、結局、上から、どんと来るような格好なんで、こちらもついでに、お願ひできるように交渉していただきたいと思ひます。

それから、避難関係ですね。西山地区、やはり地滑り、急傾斜が多くて、取りあえず一時避難の集会所関係で19か所あるうち8か所が土砂災害。例えば、線状降水帯、大雨なんか来た場合に危険のあるところなんで。今、西山小学校、それから、ゆきげ館も、この状況であっ

て、万が一の場合、どういう避難対策、考えてるのか。その中において、例えば、黒沢過ぎて、あそこは滝谷川、回って松原橋ですか。あの辺が一番低くて。増水したら、もちろん、あそこも渡れなくなる。そこから先の冑中、芋小屋、大成沢、この辺は、その辺で助かるのは、一応、何の問題もないのは芋小屋くらいなんですよね。ですから、例えば、万が一の場合、これらの人たちは、どういう移動するのか。その辺の計画も、ちゃんと立てるべきだと思うんですけども。もちろん、湯八木沢辺りには、かなり急傾斜、土砂崩れがひどい。集会所まで埋まっちゃうくらい。この人たちが避難するには、どうしたらいいかとか。かなり範囲が広いので、避難計画なんかは、どうなってるのか。それをお聞かせください。

○議長

総務課長。

○総務課長

ありがとうございます。お答えいたします。

避難計画なんですけど、地区個別というところの詳細の計画は現在ございません。防災計画で持っている内容が全て、そして、その別冊である土砂災害を受けるかもしれない、受ける、ここは非常に危険だっという分類で、いろいろ示してある冊子が全部です。

その中でなんですけど、今いただきました地区の人たちが、支所でいえば19か所、うち8が土砂の災害を受け得る可能性がある場所であるということの内容から、例えば、避難をしたけれども土砂災害に遭うという、ちょっとリアルな話も申し上げますが、そこに土砂災害が起き得るときに避難させるわけにはいきません。これはもう当然のことです。その地区の人たちが、安全な地区集会所のほうに避難するというのを、改めて、こちらのほうで啓発する必要があると思っております。さらには、土砂災害が起きる直前で、皆さんが移動するというのは、また、さらに危険をはらむということもございますので、支所地区に限らずなんですけど、土石流の警戒区域である土砂災害が発生する可能性がある判断される箇所、いっぱいありますけれども、早め早めの情報提供、そして、早め早めの避難行動で命を守っていく。情報は常に収集しているんですけども、気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合は、非常に危険な状況ですので、避難を開始する準備に入ってもらうため、防災無線などで周知いたします。次の段階では、気象庁から警戒レベル4、避難指示が発令された場合、対象地域の住民を速やかに避難させる必要があるため、町から防災無線等で避難指示を発令します。ただし、土砂災害の危険が高まっていくまでには警戒レベルにかかわらず、自主避難を促していきたいと考えております。

また、災害の状況によっては、メインの町道等の避難経路が使用できなくなる場合がございます。日頃から避難場所等を周知徹底していく必要がありますので、防災訓練等も含めて防災に対する意識づくりを町民に対して構築していかなければならないと思います。

かけがえのない命を守るために、警戒レベルにこだわることなく、必要と判断したときには避難指示等を、ちゅうちょなく、町民の命を守るために強い意志で発令いたしますので、お願いいたします。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そういうことで、町民の命を守ってもらいたいんですけども、今言ったように、どこに避難したらいいのか。特に西山地区ですね。公共施設も駄目、何とか、せいざん荘くらいは行けんですかね。あそこも行くまでの間に川を渡んなきゃいけないですよ。やっぱり、そういう危険がある。やっぱり、それは、その地区の方で、町も本気になって、じゃあ、この地区は、どこに逃げてもらおうか。そういうことを、やっぱり住民に知らせる。それから、町も本気になって取り組んでいただきたいと思うんですよ。本当に柳津町、地滑り、急傾斜、範囲も広いんで、なかなか大変ですけども、大変なだけに住民を守るのも大変なんです。住民側をやっぱり、その地区に行って、こうなったら、ここに逃げてくださいとか。例えば、あの辺で芋小屋は、今のところ大丈夫ですか、胃中の人たち。それも芋小屋の人たちに了解取っとかなきゃいけないわけですよ。やっぱり、そういう避難訓練も含めた、そういうことを進めて行って、やってください。今、どういう、あれだか、線状降水帯って、訳分かんないのが、どこでも発生しやすいもんですから、特に西山は、そういう部分で地滑りの挙げ句に滝谷川っていうところで、それ渡るのに低いところが多いですから。やっぱりよく、早めに検討して、そういう住民に対して避難関係、どうしたらいいのかを知らせるようにしてもらいたいと思います。

それから、2番目に空調関係ですね。今、今回ので壁付において、今まで一体型といいますが、天井埋め込み式だってやってた、この意味が分かんないですよ。それが一体型じゃなくて、ただの単なる埋め込みと。ここで言うなら、こちらの照明器具は埋め込んでっからいいけども、議長の上には出っから駄目だみたいな。そういうような、くだらないやり方だったんです。今回ね、設置、一体型以外の、前向きだと思うんですけども。特に今回、

今までが、おかしいと思ったのは、天井埋め込み型になりますと、かなりの工事費、かかんですよ。それに対して、村も大変、町の補助金も大変なわけですよ。何で、そんなこと考えてたのか。

ただ、早速これ、進めてもらって、各地区に知らせてもらいたいと思うんですよ。といたしますのは、やっぱり、かなり活動してつとこは、結構その辺の町内の人たちが集まったり、お年寄りが集まったりとか。今後ますます、これだけ暑くなりますと、各部屋で年寄りたちが家、出んなど。家でエアコンつけているよりも集会所があれば、そこで集まって、地区の運営の仕方もありますけれども、ずっと皆さんで話しながら涼しいところに、いられるような格好取れると思いますんで、熱中症対策にもなる。地域のコミュニティーにもなる。それに対して、やはり運用に回して、電気代関係も町で、ある程度補助くれるとかで。やっぱり今、都会なんか避難所ってありますよね。それから、柳津町でも場合によっては、年金暮らしで電気代、もったいないから、エアコンつけらんねとかいう場合もあるんで、やっぱり、そういうことを進めていくべきだと思いますんで、今度、一般っていうか、小型の壁付のでも、よいっていうことを今日言っていただいたんで。これ、待ってるところもありますんで、なぜ、できないんだと。早急に各区長さんたちに連絡して使えますよ、というようなことをお願いしたいと思います。それをお願いして、やっていただくことを前提に、これで質問を終わります。

○議長

これをもって、渡邊俊典君の質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を15時10分といたします。（午後2時53分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後3時10分）

◇

◇

◇

○議長

再開に先立ちまして、先ほど渡邊俊典君から質問がありました件について、地域振興課長が答弁をするということでございますので、地域振興課長、答弁を求めます。

○地域振興課長

先ほどの柳津駅舎内の床修繕についての打音検査の実施状況ということで、こちら、実施記録等、残っていなかったため、実施の有無について確認はできませんでしたが、恐らく、やっていない状況であろうと思います。

また、サッシの保証ということで、こちらについては、町の工事請負約款、こちらのほうに設備関係ということで1年という表記がありますので、1年っていう保証期間ということで考えております。

以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長

今後については。打音はどうするのかな。はっきり、やってほしいと言っている。（「それは、やってもらいたいですね、打音検査ね」の声あり）検討するのかな。（「検討じゃなくて、やってくださいよ」の声あり）

続けて、どうぞ。

○地域振興課長

検査のほうについては、なお、業者のほうとも、よく協議しながら、その辺も、あと課内、庁内でも、協議しながら実施の有無についても判断してやっていきたいと思います。（「とにかく、やってください。やって問題なければ、そんで、いいわけですから」の声あり）

○議長

分かりました。そういう要望もあるということでね。

では、次に新井田順一君の登壇を許します。

7番、新井田順一君。

○7番（登壇）

さきの通告のとおり、次の点について質問をいたします。

1、命に関わる危険な暑さ対策について。

全国的に連日猛暑が続いており、当町でも高温、渇水が続き、町民は熱中症の危険にさらされています。特に病人、子供や老人には特段の配慮が必要ですが、外で働く人、スポーツをする人、観光客などにも気配りをして、柳津町が安全で安心できる町をアピールする必要がありますと考えます。

そこで、次の点について伺います。

①熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表に伴う町民及び在町者への周知について。

- ②避難所に指定されている小中学校及び海洋センター体育館への空調設備の設置について。
 - ③クーリングシェルターの設置・指定について。
 - ④学校、クーリングシェルターのウオーターサーバーの設置について。
 - ⑤海洋センターグラウンド及びテニスコートに選手・観客用の日よけの設置について。
 - ⑥高齢者宅の見守りと電気代の支給について。
 - ⑦徒歩通学児童生徒のランドセル内重量の軽量化と背当て冷却パットの支給について。
- 以上でございます。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

7番、新井田順一議員のご質問にお答えいたします。

①番のご質問につきましては、熱中症警戒アラートの発表がされた日は、防災無線により熱中症の予防を呼びかけております。また、熱中症警戒アラートの発表に限らず、初夏の体が暑さに慣れる前の気温と湿度が高くなると予想される日にも、防災無線により注意喚起を行っているところであります。今までのところ、熱中症特別警戒アラートは発表されておりませんが、発表された場合は県から熱中症特別警戒情報発表のメールが送信されますので、これまでよりも、より強い内容で、防災無線に限らず、ホームページやメール、SNS等により注意喚起を行ってまいります。

次に、③番のご質問につきましては、当町では今まで行っておりませんが、全国で1,000を超える自治体が設置し、近隣でも会津坂下町や金山町が民間施設も含めて指定しておりますので、当町においても、熱中症特別警戒アラートが発表される場合に備え、公共施設を中心に設置を検討してまいります。

続いて、クーリングシェルターのウオーターサーバーの設置につきましては、熱中症対策として非常に有効だと認識しております。しかし、設置には予算、衛生管理、利用者の利便性、そして、運営上等の課題を考慮する必要があると思いますので、クーリングシェルター設置検討に併せてウオーターサーバーの設置についても検討してまいります。

次に、⑥番のご質問につきましては、まず、高齢者の見守りについてですが、高齢者が熱中症になるリスクが高いと言われておりますので、保健師や民生委員が高齢者宅を訪問した際には、部屋の温度を確認し、適切な冷房の使用を勧めているほか、喉が渇かなくても定期

的に水分摂取をすることや日中の暑い時間帯の屋外活動を避けることなどの声かけを実施しております。

また、地域包括支援センターの職員、ヘルパーやデイサービスなどの介護事業者、奥会津在宅医療センターなどの医療機関、民間事業者による宅配弁当配達時の安否確認など、高齢者に日常的に関わる多様な方々により小まめな見守り・声かけを実施していただいております。

電気代の支給につきましては、現在、高齢者のみを対象とした電気料金の支援について予定はしておりませんが、電気代に限らず物価高騰が続いているため、家計への支援策が必要であると考えており、昨年度からの繰越事業ではありますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした住民税非課税世帯への給付金を6月から実施したところであります。電気料金を含めた物価高騰の先行きは不透明でありますので、今後につきましても、国・県の補助金や交付金の活用を基本としながら、地域の実情に応じた支援策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（登壇）

続けて、7番、新井田順一議員のご質問にお答えいたします。

②番のご質問につきましては、国では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標で令和17年度までに95%を実現目標に掲げ、空調設備整備臨時特別交付金を創設し、財政支援しているところであります。補助対象の要件については、対象工事費の上限額が7,000万円、補助率が2分の1、さらに、空調設備の設置以外に断熱・遮熱対策も同時に施工することを要件としております。整備に当たっては、事業費が多額となることから、財源の確保や、その他の維持費などについて十分に調査の上、判断していきたいと考えております。

次に、海洋センター体育館につきましては、B&G財団から無償譲渡を受けた施設であることから、財団の助成制度の活用を前提に空調設備の設置に向けた対応を進めております。この助成制度では、施設を有する自治体が財団の指定するランクに認定されていることや施設での活動実績など一定の準備と調整を要するものと認識しております。それまでの間は、

既存のスポットクーラーや今年度から導入した大型扇風機8台の活用、ミーティングルームを「涼みどころ」として開放するなど、可能な対応を講じているところです。

次に、④番のご質問につきましては、現在、会津柳津学園中学校に1台設置しており、部活動等で在校時間が長いので生徒の利用頻度が高い状況にあります。また、西山小学校には、旧西山中学校から引き継いだ1台を設置しておりますが、各自の水筒で十分に対応できており、利用頻度が低い状況です。柳津小学校には設置しておりませんが、児童の水筒で十分に対応しております。

現在、児童生徒は熱中症対策として水筒を持参し、各自、必要な場合に水分補給ができる環境となっておりますので、今後の状況を注視し判断していきたいと考えております。

次に、⑤番のご質問につきましては、海洋センターのグラウンドとテニスコートを利用される方々への暑さ対策として、大会やイベント時にテントや簡易型の日よけを設置し安全確保に努めております。常設型の日よけの設置については、強風や冬季の積雪への対応、設置場所の安全性、さらには設置費用の課題もあることから、財政当局とも連携しながら対応の可能性を検証してまいります。

次に、⑦番のご質問につきましては、小学校では国語と算数の教科書のみを持ち帰り、その他の教科書については学級保管で対応しております。中学校では、家庭での予習・復習の定着を重視していることから、国語・社会・数学・理科・英語の5教科の教科書を持ち帰る対応をしております。小中学校ともに可能な範囲での軽量化対策が図られています。

また、背当て冷却パットの支給については、近年の猛暑を踏まえ、その熱中症対策として必要性が高まっていることを承知しております。しかしながら、様々な商品が販売されている現状や販売価格も安価で入手できることを踏まえ、それぞれのニーズに合ったものを各家庭で準備していただくことを基本に考えております。

以上です。

○議長

これより再質問を許します。

7番、新井田順一君。

○7番

かなり前向きな答弁もありましたし、いま一つというような答弁もございましたので、再質問をさせていただきます。

まず初めに、1番目の①、熱中症警戒アラート、それから特別アラートの発表に伴う町内

におられる方々への周知方法でございます。これは、ほぼ現在、毎日のように同じ頃の時間に防災無線で周知されているのは、町民みんな全員がほとんど知っているのではないかと思います。

ただ、私が少し感じますのは、大体10時頃とか同じような時間に警戒アラートが県のほうから発表されるのかと思いますけども、何か、いまいち、朝のラジオ体操と同じような印象を受けるようになってしまったと。町民の方も、ああ、またかというような、もう朝の7時、あるいは8時のニュースで大体の方は天気予報を見てると思いますので、ああ、今日もあれだな、暑いとか、学校であれば指数的なことも、お分かりになるのかと思いますけども、その辺の何か、めり張りが少し欲しいなど、私は思っております。天気予報で大雨とかの場合に、命を守る行動を起こしてくださいとか、ああいう付け加えられてきたというのは、それだけ、やっぱり普通の一般の広報では一般の住民は動かないのではないかというような印象を受けております。ですから、毎回とか、何回に1回とか、工夫を凝らしていただいて、もう少し町民が、今日は仕事をちょっと、農家の方であれば、午後にするかとか、夕方にするとか、もっと朝早くやって、昼間は休むとか、そういうような行動を起こせるような周知の仕方の工夫をお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

防災無線での啓発「熱中症、気をつけてください」、お耳にさせていただいてありがとうございます。時に、その気温が下がるときは鳴らない場合もございます。それについては、今日は安心だになっていうところに、至らないようにしなければならないのかなというふうに今、思いました。やはり夏季、夏場の期間、非常に暑くなっています。昨年より平均が3度を超えるぐらい暑くなっているとも聞き及んでおりますので、何か工夫をということで、今、ございましたけれども、伝達内容でちょっと変えることができたというところも今イメージしましたので、より聞き耳を立てれるような形で、皆さんが注意していただけるような内容を踏まえて放送できるのであれば、と思いましたので、ちょっと工夫をしてみます。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

ありがとうございます。

そこで、1つの私のアイデアといいますか、防災無線に、いつもの女性ばかりでなく男性が入ると、お、何だろうな、と思うところがあるんです。そういう工夫も1つかなと思っておりまして、何度か男性が入るときあって、みんな関心を持ちますので、そういう工夫も、ひとつ考えておいていただきたいな、と思います。答弁はいいですね。了解していただいたと思います。

2番、これは、ちょっと大きな問題になるかと思いますが、避難所に指定されている小中学校並びに海洋センターへの空調設備の設置についてということで答弁をいただきました。確かに全国的にやってくださいと文科省のほう、あるいは防災関係のほうでも言っております。期間も限られておりますので、早めにやらないと予算立てが、なくなりますよと。最近のニュースだと、文科省のほうでは10件要望したら5件しか採択されないというようなことで、非常に予算的に厳しいというようなニュースが流れておりました。で、早めにやってくださいよというような訴えをしてるんだと思いますが。

実際、他町村、それから福島県内を見ましても、文科省の統計を見てみますと、東京都が9割を超えております。あと一般の県は、例えば大阪とか福岡とか、そういう、いわゆる大都市でも、まだまだ10%とか、福島県は1.6%とか、そういうレベルでずっと今、このやってくださいっていう、交付金が出ますよ、というような発表のときに数字が出ております。あまり各都市、市町村は関心がないのかな、と思っておりますが、確かに、この答弁のとおり、厳しいですよ。屋根は断熱塗装とか断熱処理をなさい。それから、壁も断熱処理をなさい。ガラスの窓も断熱ということで、何かシールを貼るような、そういう措置をしないと、この条件には当てはまりませんよ、というようなことで、なかなか大事だとは思いますが、条件が厳しいのかなと。この答弁のとおりだと思います。

そこで、これも私の提案なんですけど、6月末か8月初めに新潟日報、それから読売新聞に新潟の魚沼市で市立の全小中学校、それから市独自の体育館に空調設備を設置したというようなニュースが流れまして、写真とともに報道されました。それを見て、あれ、こんなものでいいのかなと思ったんですが、実はそれ、ちょっと、小さくて見にくいかもしれませんが、こういう大きな扇風機なんです。気化熱を利用した、簡単に言えば大型の扇風機なんです。これを全部の市内の学校の体育館に。数ですが、23施設。大型、中型、小型っていうものがありまして、小型が58台、それから中型が8台ということで、市直営の市総合体育館と

か、堀之内体育館という大きな施設なんです、そこには中型の扇風機を各コーナーに1台ずつやって4台設置します。各学校には小型のものを4台ずつ設置するというようなものですが。中型で私の身長ぐらい、170ぐらいの四角、畳2畳分ですかね。そのくらいですね。大型となると、それより、また大きくなるんです。中型が120センチぐらい、四方、そういう、やつなんです。私ぜひ、これ、我が町でも、もし文科省で言う交付金が、なかなか厳しければ、こういう方法も、取りあえず設置したら、どうか。避難所でもあり、子供たちも活動する場所です。はっきり申し上げておきますが、これは冷房装置ではありません。エアコンではありません。だから、こうやって、この部屋が涼しくなるものではありませんし、使うときは窓を開けた状態でファンを、ごんごん回すという方式なんです。排気ダクトが要らないということでございまして。これをぜひ、文科省で言うエアコン型のを設置する前に、これで少し準備をしながら、これで対応してはどうか、というふうに思った次第なんです。

後から、こういう、カタログでもないんですが、どういうところで導入されているかという、学校、たくさん、あります。小学校、中学校、高校、それから大学なんかもありますし、名前は教育委員会という名前が出てるところもありますし、日本全国導入されているということで、魚沼市ではこの装置が、いろんな装置がありますよ。柳津にも、もちろんありますけども、この仕様が、ここには一番いいだろうということで、これに合ったような仕様書を市で作って、入札して、購入したというような手順を取って、やってるんですね。

これの、もう一つのいいことは、移動できるってことです。キャスターがついてまして、中型だと軽トラに積めるということで、表でも使えますから。町のお祭りとか、イベントとか、そこに持ってって、夏の暑いときに涼みができるって。祭りといえばアルコールがつきものですけども、そういうものの前で、おいしいお酒を飲めるとか、子供たちも、はしゃいでも、クーリングっていうか、涼むことができるというようなことで、大変人気があって、いろんな集まりに貸してくださいってということで、もう、ひっきりなしに来てるといような、お話もいただきました。最初は教育委員会で、こういうものを体育館に、先ほど言いました完全なエアコン設備をつける考えでは、あったんですが、防災のほうから、こういうのもあるよ、というようなアドバイスを受けまして、じゃあ、防災のほうで予算取ってもらえますか、というようなことで、半分は国の予算を防災のほうで担当して取ったというようなことでございます。

ぜひこれを、全部で小型58台、中型8台で、設置費用とか何かを含めて4,050万円だったそ

うで、この半額が補助で、できたというようなことでございますので、ぜひ町長、考えて検討してみる、お考えが今、湧いたかどうか、その辺を、ちょっと、お伺いしたいと思います。

○議長

町長でいいの。教育長。

○7番

どちらでも。私はどちらでも結構なんです。防災ですから、防災のことも私、言ってますんで、防災のほうは町長で、当然、ございますし、体育館という児童生徒、そういう関係は教育長でも答弁いただきましたんで、どちらでもいいんですが、お金、予算関係は、やっぱり町長だと思いますので、町長のほうから答弁いただければと思います。

○議長

じゃあ、町長。

○町長

新井田議員、本当にご提案をいただきましてありがとうございます。

学校の体育館にせよ、B&Gの体育館にせよ、空調の設備を整備していくっていうことになる、やっぱり、かなり時間はかかってくると思います。その間の対応ということです。今、言われたものについても、費用、4,500万円でしたっけか。（「4,050万円」の声あり）4,050万円、魚沼の場合は。効果は、どんなもんのかっていうことも含めて、こういったものを、ちょっと調べてみないと何とも言えないんですけども、傾聴に値するというふうには私は考えております。魚沼に直接電話して聞いてもいいですし、そういった対応も取ってみたいと思います。

○議長

教育長からも一応答弁いただけますか。

教育長、答弁お願いします。

○教育長

実は、小中学校の体育館用にスポットクーラーを2台ずつ準備して配置してるんですが、ちょっと使い勝手が悪かったっていうような反省もありまして、今、町長が言ったように、どういう効果が得られるのかっていうのを確認しながら今後進めたいと思っております。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

前向きな検討のお話をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど言いましたように、私は現物、見てまいりましたので。魚沼の市議会議員に、ちょっと知り合いがおりまして、そちらから頼んで見せていただいたんですが。最初はがっかりするかもしれません。何だ、体育館、涼しくねえなっていうふうに、がっかりすると思います。9月1日ですから、ものすごく暑かった日ですね。子供たちがバレーボールとかサッカーボールを蹴ったりして、そして、ある程度時間がたつと、例えば、柳津のウグイが上流に向かって、魚が向かってるような感じで、この機械、扇風機の前に集まって、ちゃんと何秒か風を受けると、さーっと、こういう、次のものが、こう、出てくる。ああいうルールを自分でつくったのか、先生がやったのか、分かりませんが、そういうふうにして循環しながら体を冷やすというような、あれ、非常に、ほほ笑ましい光景だなと私は見てきましたので、ぜひとも参考にしていただければ幸いです。

それから、3番のクーリングシェルターの設置について、指定についてということですが、私も何か所かは考えてたんですが、坂下、金山では、既にやっておられるというようなことで、これが、どういう場所か。公共施設か、民間施設なのか、それを教えていただきたいと思っております。

○議長

じゃあ、答弁。

総務課長。

○総務課長

ありがとうございます。お答えいたします。

まずは、公共施設ということで、今ある施設の中では公民館、そして西山支所……（「坂下と金山の」の声あり）

すいませんでした。

実際の現地のほうを確認は、まだしておりません。こちらのほうの公共施設のほうに設置する検討として、現地のほうを見る機会がありましたら、ぜひ見させていただきたいなというところもございます。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

答弁に坂下町、金山町というような答弁があったものですから、それを、どこかなと思って聞いてみたんですが。

私も、まず、質問にもありましたように、歩いて通う子供たちのことを私は対象としております。檀ノ浦方面から小巻、野老沢、出倉辺ですかね、歩いて通ってる所。そういう子供たちが行き、帰りに、ちょっと暑いから、涼しいところに寄れるところがないかな、というような感じで質問しました。

私が考えてるのは、例えば、通り道の郵便局とか、観光案内所とか、JRの柳津町の駅、そこあたりかな、と思っでは考えております。あとは商店とか、そういうところにも、もしお願いできれば、したほうが、いいのではないかなと。これは見守り隊とかという見守り、ありますけれども、そういうところも、もちろん、いいと思いますし、子供たちが気楽に、おばさん、喉渴いたとか、そういうことに寄れるようなところを指定していただければなというふうに考えておりますが、今の総務課長の答弁で何かお考えがあれば、お聞きしたいと思えます。

○議長

総務課長。

○総務課長

ありがとうございます。お答えいたします。

まずは、きっかけから行きたいなというところもございます、正直申し上げまして。確実に、それを進めていって、また必要なところの協力をいただくということで、まずは公共施設から。そして、先ほど出ました見守り隊というところは、多分こども110番かと思えます。県道沿い、町道沿いに協力いただいている家屋がございますので、そこに入って行って、水、ください、みたいな、ところのお話は、教育委員会と一緒にお願いって、というような形で進められる、即座に対応できていくのかなというところもあります。まずは、いろいろ郵便局、そしてJAとか駅とかっていうところもございますけれども、まずは公共施設のほうから進めさせていただいて、そこから枝葉を伸ばすというような形でさせていただければなと思えます。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

分かりました。場所はいろいろ検討して子供が立ち寄りやすいようにとなれば、防犯上ももちろん関係しますんで、よろしく検討をお願いいたしたいと思います。

続きまして、4番の学校、クーリングシェルターのウオーターサーバーの設置、これは、もちろん無料ですけども、こういうことを考えては、いかがかというようなことで伺いますが。実は答弁にありますように、児童の給水っていいですか、これにつきましては、水筒で十分に対応できております、ということでございます。それは、それで、よろしいかと思いますが、何で、子供たちが重い水筒を持って歩かなくちゃいけないのかと、この暑いときに。そこら辺から私は考えてみたんです。後からランドセルの軽量化のほうの話も出てきますけれども。

例えば、私、考えたのは、給食費が無料なのに、何で命の水が、有料とは申しませんが、家から持参しなければいけないのか、というようなことを考えたわけです。というのは、平成8年でしたっけ、大阪の堺市で○157事件がありまして、小学生3人、亡くなったんですね。そのときに疑われたのが、給食の生ものだろうというようなことでカイワレダイコンが疑われる、それと水道の水、これが疑われたんです。教育長の年代だと覚えあるかもしれませんが、当時の厚生労働大臣が記者団を前にして、皿にカイワレダイコンを大盛りに盛って、ああ、これ、おいしいですねというようなこと、記憶がある方がおられると思うんです。カイワレダイコンは、疑われたけども、裁判では、これでとは言えないというような判決が出まして、それで厚生労働省で申し訳ないということで、そういうことになったんですが。その当時、水道の受水槽、学校の受水槽、これももちろん疑われたんですね。そのときに受水槽のタンクの蓋を開けてみたところ、きったなかったと。実際、汚かったんです。テレビでも、やってみましたけども、汚くて、こんな水、子供に飲ませるわけいけないという保護者たちが、そういう話を起こしまして、それが日本全国に広がったというような記憶、私、あるんです。当時、マンションのもやってたんですね。マンションも点検、やんなくちゃいけないんですが、その蓋を開けてみたら、角材がごろごろ入ってたというのも、それもテレビ報道でやってたのを、私、記憶してます。水道の水は危ないというような話が、全国に広がって、そういう生水を飲ませちゃいけないっていうことで、水筒持参っていうのが広まったと。そして、その後にコロナですね。コロナで、蛇口ひねって曲げて飲むとか、そういうことはコロナがうつる可能性もあるということで、それも、やっちゃいけないというようなこと、これは、学校のほうからの指導だったと思うんですけれども。

そういうことで水筒持参が当たり前のような時代になってしまったんです。子供たちは何も悪いことはないんですけれども、毎日そうやって持って歩くと。その辺を、何か、学校にウォーターサーバーのような冷たい水が自由に飲めるというような装置があれば、子供たちは重い思いをして持ってこなくても、きれいで冷たい水が飲めるということは、私は、やっぱり大人の責任として実施すべきじゃないかなと、こう思った次第なんです。これについては教育長にお伺いしますかね。

○議長

教育長。

○教育長

水筒持参に関しては、実は徒歩通学の子供が途中で喉渴いたら、自分の持ってる水筒からすぐに給水できる。最近は授業中でも喉が渴いた場合は水飲んで構いませんよというので、手元にある水筒からすぐに飲める。そして、体育の時間に、それから、中学校の保健体育の時間に途中休憩して水分を補給する。そういうのも全部、水筒があれば非常に手早く無駄なくできるので、登下校も含めまして、途中で喉が渴いたときに対応できる水筒持参は、多少重いかもしれませんが、子供たちにとっては一番いい手段だっていうふうに思っています。ウォーターサーバーよりも水筒のほうが、現状、各学校の、特に小学校の現状を見ると、役に立ってるっていうふうに思っています。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

はい、分かりましたが、実は、ちょっとすみませんが、今、順番にやってきたんですが、関連がありますので、⑦番のランドセルの重量の軽量化のところを一緒にやらせていただきたいと思います。

それで、私、今朝、孫のランドセル、目方にかけてみました。下の孫が小学校1年生です。そして、総重量が、今日は雨の予想が出てましたので、傘の分も入れまして、それから水は500ミリリットルを含めて6.7キロです。私が持っても、ずっしりと重いです。それから、5年の女の子ですが、この子は、今日は体育の教材がありまして、布袋をランドセルの上からしょってましたんで、それも一緒にということで、プラス傘の分も測ってみましたら、9.4キロです。答弁で軽量化対策はちゃんと図られてますというようなことがありますが、私ど

もの地区から学校まで1.5キロぐらいあるんですかね。それを毎日歩いてくる。確かに足は丈夫になったと思います。私は、それも認めます。けども、学校にあれば、こんな重い思いをして歩くこともねえんだろうなというふうに感じたんです。あまり、こういうことは、もう当たり前になっちゃってるんで、保護者の方も、冷蔵庫やってジャーっと入れて、はい、水筒っていうようなことで、やっちゃっているんじゃないかなと思うんですが、こういう疑問を持つといいますか、こういうものも私はある意味で必要じゃないかなと。大人の責任もあるんじゃないかなと。例えば、我々の年代で、それ背負って学校まで行ってみろって言ったって、くたびれて多分駄目じゃねえかなと思うんですよね。そこら辺を、腰を曲げながら必死になって歩いていく子供たちを見ると、減らせるもんなら減らしたほうがいいと思うし、ここに、もしタブレットが入れば、私たちが預けられてるタブレットは800グラムです。ずっと、普通10キロ超えたり、1年生でも、もう七、八キロ、しょって歩くというようなことが、今の時代にあるのかなというような感じがするんですよね。

もう一つ、言わせてもらいますと、茨城のつくばみらい市は、全校に水の自動販売機を設置してあります。無料です、もちろん。ボタンを押せば水が出ると。500と280ミリ、2つあります。好きなほうを持って歩いてる。もし、教育長、先ほど言ったように、学校の帰りに喉が渇くだろうっていうのであれば、ちっちゃい物、1本持って帰ればいいことであるし。そういう優しさっていうか、最後には、ほら、子供は国の宝だとかね、町の宝だとは言いますけれども、本当に宝だと思ってんのかな、というようなところも、疑問に思うところがあるんです。その辺、どうでしょうかね、教育長。いかがなものでしょうか。やってるところも、あるっていうようなことも頭に入れていただいて。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

ランドセルの重さがかなり重いついというふうにおっしゃられてるので、6.7キロとか9.4キロが小学1年生、5年生にとって、どのぐらいの負担なってるかって言われると、負担だって言われれば負担かもしれませんが、そのぐらいを背負って歩くようなことをやってもらっても、いいんじゃないかというふうに思ってます、正直なところ。それで重いつい言われると、確かに思いやりがないかもしれませんが。ただ、水に関しては、先ほどから言っていますが、水筒は持たせたほうがいいと思ってます。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

教育の専門家が言われることですので、私のような素人が、どうのこうのっていうこともありませんけども、何か自分の思いだけじゃなくって、いわゆる世間一般も、よく見回していただいて、ああ、こういうサービスもあるんだなというようなことも、ぜひ頭に入れておいて、いただければなというのが、私の感想でございます。

それでは、話題を変えます。5番の海洋センターグラウンド及びテニスコートの選手・観客用の日よけの設置についてと。これは、ちょっと職員の方とも、お話ししたんですが、前にやろうと思ったとか、やったこともあるというようなこともあります。この答弁のとおり、風とか、雨の日はそんなにやる、あれもないでしょうから、それが、なかなか、うまくいなくて今のところ、やってないんだということでございます。

せんだつても、霊まつりの少年ソフト大会、やってきました。非常に暑い日だったんですが。実際、持ってくるチームは、隅っことか、あっちにテントを持ってきて、自分だけが、入っているというようなこともやっておられます。これは、やっぱり監督とか保護者が熱中症対策を、よく考えているあかしだな、と私は思っております。

こういうことを、例えば、柳津のグラウンドは、両沼方面では鶴沼球場に匹敵するぐらいの、いいグラウンドだという評判ですね。毎週のように大会とか練習、やってるのを、私も見たり、小巻におりますから聞こえるんですね。それとテニスコートなんかは、最高だというランクづけが、されております。今、合宿も来てますね。新潟のほうからテニスに来たり、あるいは、バレーボールを東京のほうから来たりってというようなことで、柳津の旅館を利用して、もう何十年も続いているというようなこともございまして。それは、やっぱり柳津という環境もいいんでしょうけども、何よりも設備がいいという関係で来てくれてるんだと思います。

そういうところに、大した料金にも、なんねえからなあというような、お話も時々聞くんですけども、そうじゃなくて、先ほど同僚議員が言われましたように、関係人口というのは、こういうところから生まれてくるってというようなこともあると思います。青春時代の練習を柳津で過ごしたというようなことも、大変な関係人口になるかと思うんです。そういうことも考えていただければ、できるだけサービスをしてあげたいと思うのは、私1人だけじゃ

ないかと思うんですね。何か工夫をして、そういうこと、私も具体的なもの、組み立ててやればいいのか、そういうものも、ないんですけども。永久的なものを造るのも、これも、また大変だと思うんですが。何か、ちょっと一休みできる、あるいは、見学できる、そういうがなを、頭にタオルを乗せて見てるだけでは、やっぱり、ちょっと配慮が足りないのかなっていうふうに、私は感じます。それで、ぜひ関係する職員の方も、あるいは、そういうスポーツをやっておられる方も、何かアイデアを出し合って、そういうものをつくるよう、対策を取れるようなことができないかな、と思うんですが。これも、では、教育長にお伺いしますか。

○議長

答弁を求めます。

教育長。

○教育長

海洋センターでは、貸出し用のテント等も準備できていますので、常設は、ちょっと難しいときは、それを貸し出ささせていただいて使ってもらってことは、対応可能だというふうに思っています。

以上です。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

それは、ぜひ貸し出す場合、受付のときでも言って、ちゃんと、そういう部分、パンフレットのようなものにつけて、これもありますよ、あれもありますよ、というようなことは必要だと思いますので、ぜひとも、お願いいたしたいと思います。

それじゃ、次、⑥番、高齢者宅の見守りと電気代の支給について。これもよそで、やっているとあるっていうことを聞きましたので、高齢者は、そもそも感覚が衰えてくるっていいですか、暑くても暑さを感じないというようなことで、町長が答弁されたように、見守り、あるいは介護のサービスとかそういうもの、やってることは、もう私、十分知ってます。近所に、そういう方がおられましたんで、ああ、また車が来てるなっていうのは。それは十分存じ上げております。

エアコンつけさせとか、スイッチ入れさせよとかっていうふうに言うんですけども、何かもったいないとか、いやー、扇風機でたくさんだとかね、あるのに使わないと。こういう方

が、おられますんで、そこら辺の声かけですね。遠慮しなくていいんだよって、というようなことは、電気代、持つから使わせよ、と本当は言いたいんですけども、それは担当者に、そういうこと、よく使うように、丁寧に教えてほしいとか、そういう教育といいますかね、それを、ぜひとも、お願いいたしたいと、このように思います。これは要望でいいんですけども、町民課長、やっていますか。大丈夫ですよ。ちょっと一言、お願いします。

○議長

じゃあ、町民課長。

○町民課長

エアコンあるのに使わないとかっていうのは、ニュースでもありますし、そういったことが原因で熱中症になって搬送されるなんていうことは、あってはならないことだと思いますので、そういったこと、高齢者に関わる方、小まめに言っては、いただいておりますので、今後も継続してやっていきたいと考えています。

○議長

7番、新井田順一君。

○7番

以上で私の質問は、内容は終了でございます。ぜひ、町民の命と安全を守る町長、避難指示は、町長が出すわけですから、あそこに避難しろとかって言うのは町長ですんで、そこが設備が整ってなくて、暑いところに入れられたというようなことがないように、なるだけ、間に合わない場合には、やむを得ないこともありますけども、その辺は、務めてございますので、よろしくお願いいたしたいと思ひまして、お願いが非常に多かったんですが、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって、新井田順一君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎議案の上程

○議長

お諮りいたします。

日程第6、議案第53号「令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第54号「令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について」は、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題としたいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第53号、議案第54号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

令和6年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額44億6,665万9,216円、歳出総額42億6,207万5,097円、歳入歳出差引額2億458万4,119円となったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は440万6,000円でありましたので、これを除いた実質収支は2億17万8,119円となったものであります。

次に、特別会計であります。令和6年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8万417円、歳出総額ゼロ円、歳入歳出差引額8万417円となったものであります。

次に、令和6年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額4億76万5,794円、歳出総額3億9,028万7,183円、歳入歳出差引額1,047万8,611円となったものであります。また、施設勘定では、歳入総額6,053万6,611円、歳出総額5,843万9,208円、歳入歳出差引額209万7,403円となったものであります。

次に、令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額6,118万6,395円、歳出総額6,098万8,671円、歳入歳出差引額19万7,724円となったものであります。

次に、令和6年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額6億4,032万9,737円、歳出総額6億2,603万9,075円、歳入歳出差引額1,429万662円となったものであります。

次に、令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額905万2,323円、歳出総額395万2,323円、歳入歳出差引額510万円となったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は500万円でありましたので、これを除いた実質収支は10万円となったものであります。

次に、議案第54号「令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について」提案内容を説明いたします。

令和6年度柳津町簡易水道事業会計の決算につきましては、収益的収入2億6,081万6,922円、収益的支出2億5,717万8,959円、資本的収入1億7,466万135円、資本的支出2億1,604万6,135円となったものであります。

次に、令和6年度柳津町下水道事業会計の決算につきましては、収益的収入2億9,177万5,894円、収益的支出2億8,803万4,687円、資本的収入7,225万6,000円、資本的支出9,910万6,317円となったものであります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、新井田博之君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和6年度の一般会計と6つの特別会計、2つの公営企業会計について、地方自治法に基づく決算の審査を新井田順一委員と共に7月22日から7月31日までの間、実質7日間実施いたしました。

本来でありますと、細かい数値等をご説明するところではありますが、簡便に報告いたしますことをご了承ください。

なお、詳細な数値、決算の動向については、記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後のページをお開きください。

審査総評を申し上げます。

令和6年度の柳津町一般会計及び6つの特別会計の歳入歳出決算、2つの公営企業会計決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿及び諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長

これで代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」、議案第54号「令和6年度柳津

町公営企業会計決算認定について」は、議員9人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第53号「令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」、議案第54号「令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認め、指名をいたします。

決算特別委員会委員長に10番、松村 亮君、副委員長に3番、磯目泰彦君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長、副町長、教育長、課長等及び係長の出席を求めます。

◇

◇

◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより9月10日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日これより9月10日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日は、これをもって散会といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。(午後4時17分)

